

令和８年度一般会計予算特別委員会会議録

令和８年３月１８日（水）

（開 会） １０：００

（閉 会） １７：０４

【 案 件 】

１．議案第３１号 令和８年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから令和８年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第３１号 令和８年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

質疑に入る前に、質疑の取下げの申出がっておりますのでお知らせいたします。

道祖委員より、「８款 土木費」、１９６ページ、住宅管理費、その他の住宅管理費。

「１０款 教育費」、２２８ページ、学校整備費、３５人学級編制対応事業費。

「歳入」、１８ページ、個人・法人、固定資産税。

２６ページ、土木使用料、市営住宅使用料。

２８ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料。

石川委員より、「１０款 教育費」、２３０ページ、幼稚園費、幼稚園教育振興事業費。

川上委員より、「総括」としまして、ふくおか県央環境広域施設組合負担金について、市財政について。

金子委員より、「１０款 教育費」、２０６ページ、事務局費、適応指導教室運営事業費。

以上、１０件の取下げがっておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日は委員会最終日でございまして、本委員会は３日間の予定としております。現在、その３分の２を経過したところでございますが、これまでの質疑におきまして、最初に、事業概要、予算概要を尋ねるような質疑が多く、これらに対する答弁にかなり時間を取られているようでございます。新規事業につきましては、致し方ない部分もありますが、既存事業については皆さん御承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひとも割愛していただきまして、委員会のスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、審査の過程でどうしても説明が必要と判断される場合には、委員長より答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、３月１６日に引き続き、「第８款 土木費」、１９７ページ、１９８ページ、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。資料１１９ページから１２６ページ、説明をお願いします。

○住宅課長

資料につきましては、１１９ページから１２７ページとなっております。資料名は「相田団地建替事業の経過と今後の計画」となっております。

それでは、１１９ページをお願いいたします。時系列にて記載しております経過のうち、令和７年３月１９日以前の内容につきましては、これまで当委員会等におきまして既にお示ししておりますので、令和７年４月１６日以降の経過につきまして、ご説明させていただきます。

１２６ページをお願いいたします。まず、令和７年４月１６日から１７日にかけて、相田団地自治会長へ工事概要の説明をした後に、旧相田公園周辺の各世帯へ１棟目建設工事のお知らせの文書を配付しております。また、７月３日には相田団地建替連絡協議会への工事についての説明会を開催しております。

次に、入居者の皆様への意向調査についてですが、７月２９日から８月８日にかけて相

田団地 1 棟から 1 3 棟の各世帯を訪問し、新相田団地への移転意向アンケート調査を実施しております。また、同様の調査を 9 月 1 9 日から 1 0 月 2 0 日にかけて 1 4 棟から 5 0 棟の各世帯に対しても実施しております。

このほか、9 月 1 日から 9 月 3 日にかけて、2 0 棟から 2 9 棟の各世帯を訪問し、1 棟目建設工事に伴う電波障害対策工事のお知らせと説明を行っております。

経過の最後となりますが、令和 8 年 1 月 6 日及び 2 月 2 日には、相田団地自治会長へ夜間作業についての説明をした後に、旧相田公園周辺の各世帯へ夜間作業実施に関するお知らせを配付しております。経過につきましては、以上となっております。

なお、建替事業につきましては、今後も地元建替連絡協議会と連絡、調整、協議を行いながら、自治会ほか、地域住民の方々への丁寧な説明に努め、建替事業へのご協力とご理解をお願いしながら事業を実施していくこととしております。

続きまして、1 2 7 ページの資料をお願いいたします。

初めに、事業スケジュールについてのご説明をさせていただきます。令和 8 年度の主な事業としましては、前年度から継続している 1 棟目の建設工事と併せ、新たに集会所の建設工事を実施する予定としております。

各事業の概略を申し上げますと、1 棟目の建物は鉄筋コンクリート造 6 階建 4 8 戸を建設する計画となっております。また、建設敷地内に集会所の併設も行います。また、2 棟目の建設に向けた、敷地造成の実施設計業務にも着手してまいります。2 棟目の建設予定地は、令和元年度に策定した相田公営住宅建替基本設計に基づき、1 棟目建設地の西側高台にある既存住戸 1 棟から 1 3 棟の敷地となっております。以上が資料の説明となっております。

○委員長

次に、1 9 8 ページ、住宅建設費、改良住宅改善事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の 1 9 8 ページ、予算資料の 4 1 ページの住宅建設費、改良住宅改善事業費についてお尋ねします。まず、この事業費についての財源の内訳をお示してください。

○住宅課長

予算書 1 9 8 ページの改良住宅改善事業費について説明いたします。本事業の内容につきましては、颯田地区の新立団地アスベスト含有測定調査委託料及び穂波地区の平恒本町第 1 改良住宅外壁等補修工事となっております。

財源につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金を最大限に活用する計画であり、事業費の 5 0 % を国費で確保することとしております。しかしながら、国からの内示率の状況により交付額が変動をする場合もございます。また、残りの事業費の 5 0 % につきましては、調査委託料の一部を除き、地方債を充当するものとなっております。以上のとおり、国からの交付金と地方債を組み合わせることで、本事業における一般財源の持ち出し額は最小限にとどまっております。

○赤尾委員

この事業はどのような計画にのっとって進められるのか、ご説明をお願いします。

○住宅課長

改良住宅改善事業につきましては、既存の改良住宅の良好な住環境提供のため、安全で快適な住環境の確保、建物等に係るライフサイクルコストの削減、効率的かつ効果的な施設の維持管理に向けて行う施設等に係る改善事業であり、本市では、公共施設のあり方に関する第 3 次実施計画及び飯塚市公営住宅等長寿命化計画に基づき事業を行っております。

○赤尾委員

今のご答弁で、公共施設のあり方に関する第 3 次実施計画と飯塚市公営住宅等長寿命化計画

に基づき事業を進めているというような答弁であったと思うんですけど、老朽化している住宅、建物というのは結構、本市にあると思うんですが、毎年毎年、今年はこの団地をやりますとか、その次の年はここをやりますという詳細な計画は立てるんですか。

○住宅課長

修繕等の計画につきましては、長寿命化計画のほうに記しておりまして、今年度につきましては平恒本町の防水工事というふうになっておりますので、年度ごとに改修する箇所は決めています。

○赤尾委員

事業費で前年度比との比較で、1億778万円の差があるんですけど、令和7年度は計画もなかったということなんでしょうか。

○住宅課長

令和7年度に平恒本町の外壁補修工事は予算計上しておりましたが、財政状況を鑑みまして、令和8年度に先延ばしにした感じになっておりますので、今年度、1億円の増額というふうな形になっております。

○赤尾委員

令和8年度以降もずっと計画して実施していくご予定になるんですか。

○住宅課長

令和8年度以降につきましても、先ほど答弁しました新立団地は来年度にアスベスト含有調査を行い、令和9年度に外壁補修等工事を実施する予定でございます。

○赤尾委員

その年その年で建物も規模も違うでしょうから、予算の計上というか、予算編成というのは、その年その年で変わってくるという流れでよろしいんでしょうか。

○住宅課長

今、質問委員がおっしゃるとおり住宅によって形状と、また建築年度が違いますので、金額等についてはそれぞれ差異があるというふうに思います。

○委員長

次に、「第9款 消防費」、198ページ、常備消防費、常備消防運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料128ページの説明をお願いします。

○防災安全課長

資料128ページ、「飯塚地区消防組合負担金に関する年度別推移表」についてご説明いたします。資料は、飯塚地区消防組合に対する令和2年度からの推移について記載したものです。表左側については負担金の区分について、また、各年度の数値は上段の金額が1千円単位でございます。下段は構成市町であります飯塚市、嘉麻市、桂川町のうち、飯塚市の負担割合となっております。

次に、負担金の区分について補足します。負担金の上段の運営費負担金につきましては、飯塚地区消防組合の職員給与や施設管理等に係る一般的な事務経費についての区分となっております。

次に、経常態容補正加算分につきましては、令和3年度に判明しました、平成28年度から令和2年度までの飯塚市地区消防組合負担金につきまして、過少請求分、これは各年度の普通交付税額の常備消防分基準財政需要額における合併算定替による加算額分でしたが、これが過少請求になっておりました分について、その都度支出しているものでございます。

次に、施設整備事業構成市負担金につきましては、消防車両や消防署各分署の指令室等の整備費用に係る起債分の普通交付税措置分について記載しております。

また、人事給与システム改修費用負担金につきましては、令和6年度の国庫補助事業でありました子ども子育て支援金に伴う給与システム改修について、飯塚地区消防組合分を飯塚市が代替申請を行い、その費用補助金分を負担金として支出したものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

経常態容補正加算分は今後もうないということによろしいですか。

○防災安全課長

平成7年度で終了しております。

○委員長

次に、199ページ、200ページ、非常備消防費、消防団運営事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

199ページの消防団運営事業費についてお尋ねします。約2千万円の減額となっておりますが、この理由についてお尋ねします。

○防災安全課長

消防団運営事業費の減額については、主な理由としまして2点ございます。

1つ目は、消防団員報酬について、令和8年度予算額6196万円で、マイナス855万9千円の減額となっております。これは、令和5年度から新設した災害出動等に係る出動報酬について、当初不確定な予算額であったものを令和5年度及び令和6年度の実績を勘案して減額算定したものでございます。

2つ目は、消防団員退職報償費について、令和8年度予算額は2459万円、前年比マイナス1249万7千円となっております。これは2年ごとに、消防団長以下、幹部団員の役員改選が行われており、令和8年度は非改選時期に当たり、令和7年度より退団者数の減が見込まれるため、歳出予算額は減額としております。

なお、消防団員退職報償費につきましては、歳入科目の諸収入において、消防団員退職報償金共済金として、当該年度内に支出しました消防団員退職報償費と同額を受け入れることとなります。

以上2点の理由から、消防団運営事業費につきましては、実質、予算額の減額ではないということを示添えて答弁を終わります。

○土居委員

今のご説明で、消防団の運営に係る予算額の実質減額ではないということで、安心しました。

それでは次に、現在の団員数について、その推移及び要因等についてお尋ねします。

○防災安全課長

直近で申しますと、令和8年1月の消防団員となりますが、こちらが930名であり、令和4年度からの推移につきましては116名の減少となっております。

この要因として、例年、入団者数は一定数あるものの消防団員の高齢化等による退団者数が増加していることが、主な要因であると認識しております。

○土居委員

推移については理解できました。

それでは、新入団員の確保についてはどのように行われているのか、お尋ねします。

○防災安全課長

市としましては、令和6年度に、国、県の補助事業を活用し、民間広報誌への勧誘掲載や、団員募集マグネットシートの各分団配布事業、また、消防団協力事業所の登録促進等を行っております。併せまして、各分団等におかれましては、各地域で行われるまちづくり事業などにも参加し、併せて広報活動の主体を担う女性消防団においては、SNS等の活用、また、民間

イベントへの参加等を通じ、消防団が地域資源の主要である旨の啓発と併せ、新入団員の確保に努めておられます。

○土居委員

各消防団員から様々なお話を聞きますが、どの分団においても、地域防災力の中核として位置づけられている消防団は、地域のイベントや民間事業者の避難訓練等に係る協力要請について積極的に参加しておられるとのこと。

また、新入団員の確保についても苦慮していることから前述した地域イベント等への参加と併せて新入団員の加入促進についても、のぼり旗等の設置を含め、啓発活動を実施されています。このような取組については、市としましては、十分な把握を行い、市消防団が一体となった消防団員の確保に努めていただくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第7款 商工費」から「第9款 消防費」について、質疑を結びたいします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:17

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

次に、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております204ページ、205ページ、事務局費、職員給与費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

204ページ、「第10款 教育費」、事務局費、職員給与費、3億9970万1千円についてお尋ねいたします。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人員配置は、職員給与費に含まれているということですが、現在のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置数についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

現在、本市が独自で配置しているスクールカウンセラーは5名、スクールソーシャルワーカーも5名となっております。

○金子委員

カウンセリングのニーズをどのように把握しているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのカウンセリングを希望する児童生徒、保護者がいる場合は、まず学校へご相談いただき、その内容を学校から教育委員会教育研究所に伝えてもらった後に、日程調整を行うこととしております。

○金子委員

では、相談件数の推移と主な相談内容についてお尋ねします。

○学校教育課長

まず、スクールカウンセラーについては、令和6年度が1342件、令和5年度が722件となっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度が2522件、令和5年度が1680件となっております。相談件数は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに年々増加傾向にあります。スクールカウンセラーへの主な相談内容は、発達障がい、学業、進路、不登校の順に多くなっており、スクールソーシャルワーカーへの相談内容は、不登校、家庭環境、貧困の問題の順に多い状況となっております。

○金子委員

相談件数がかなり増加しておりますが、増加の理由についてもう少し詳しく教えてください。

○学校教育課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに増加傾向にあるのが、不登校に関わる相談件数が増えております。これは、コロナ以降200名前後で推移していた不登校の数が倍増しているというところもあるんですけども、併せて、各学校の先生方が、そういった不登校の子たちを何とか外部機関につなげていこうというところで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方につなごうとする努力がこの件数の増加につながっているものと考えております。

○金子委員

では、令和8年度のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

令和8年度につきましては、スクールカウンセラーは5名のままですが、筑豊教育事務所が配置している本市担当14名を含め、相談支援に当たってまいります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、最近の相談では、家庭へ直接的な支援を行う内容が増加してきており、アウトリーチ型支援が可能なスクールソーシャルワーカーのニーズが高い状況にあることから、1名を増員し、6名体制といたします。現在、市内を5ブロックに分け、担当しておりますが、増員後は6ブロックに分け、より充実した支援が行われるように取り組んでまいります。

○金子委員

飯塚市は独自でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置されていることは大変評価ができると思っております。スクールソーシャルワーカーに関しては、この配置の目的は、こどもを取り巻く環境をこどもが安心して学び育つ環境に整えることだと考えます。現在、スクールソーシャルワーカー、そして、スクールカウンセラーは常駐型でなく、日常的にこどもに寄り添える体制としてはまだまだ不十分です。先ほどの相談の仕方に関しても、まず、学校に相談し、教育委員会にし、それから日程調整というふうに直接届くものであるとは言えません。ぜひこどもに直接届くような支援を継続的にお願いして質問を終わります。

○委員長

次に、206ページ、事務局費、奨学資金貸付基金事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

この奨学資金貸付事業費については、地域経済との関連について質疑を行いたいので、「総括」に回していただきたいと思いますので、委員長において、よろしく取り計らいをお願いいたします。

○委員長

この質疑は、「総括」のほうに回したいと思います。

次に、同じく206ページ、事務局費、奨学資金貸付基金事業費について赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の206ページ、予算資料の42ページの事務局費、奨学資金貸付基金事業費についてお尋ねします。まず、本事業の財源を教えてください。

○教育総務課長

本市の奨学資金貸付制度につきましては、奨学資金貸付基金を原資として、その基金により運用をいたしております。財源となる当該予算につきましては、返還免除額に対する一般会計

からの繰出金及び基金の預金利子を一般会計から基金へ繰り出すための繰出金をそれぞれ計上いたしているものでございます。

○赤尾委員

令和7年度の732万円に対し、令和8年度の予算が7352万6千円と大幅に増大している理由についてお尋ねします。

○教育総務課長

昨年、市民の方から飯塚市の奨学資金貸付基金の原資として活用してほしいという温かいご意向とともに、多額のご寄附を頂いております。寄附者のご意向により、詳細を公表することは控えさせていただきますが、頂いた寄附金6172万円を一般会計から基金へ繰り入れるための予算を計上した結果、前年度と比べ、大幅な増額となったものでございます。

○委員長

次に、207ページ、事務局費、その他の事務局費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

207ページ、事務局費、その他の事務局費として、学習ボランティア等謝礼金として577万5千円についてお尋ねいたします。この学習ボランティア等謝礼金の内訳、内容についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

予算書207ページの学習ボランティア等謝礼金につきましては、校内教育支援センターにおける市民等ボランティア支援員の謝礼金となります。令和7年度までは生涯学習課の学習ボランティア派遣事業で対応しておりましたが、校内教育支援センターの設置が進み、支援員に当たっていただいているボランティア数が増加してきたことから、令和8年度からは学校教育課で新規に予算措置したものとなります。これまで支援員を配置していた5校の実績から推計し、延べ3850人分を計上しております。謝礼金額については、既存の学習ボランティア派遣事業を踏襲し、3時間で1500円としております。

○金子委員

支援員の研修について、年間スケジュール等があれば説明をお願いいたします。

○学校教育課長

支援員の研修等について、現時点では、年間スケジュール等を作成しておりませんが、今回、議会に承認いただき、予算が確定いたしましたら、まず各学校の管理職と校内教育支援センター担当教員にこの事業の目的、支援員配置の考え方、運営の方法等を説明し、各学校において支援員数が一定程度確保できている状況となりましたら、夏季休業期間中に学校管理職と支援員を対象に情報交換、事例紹介等を行い、今後の支援の充実につながる研修会を開催したいと考えております。

○金子委員

支援員の数年間延べ3850人と推計しているとのことですが、学校での支援員活用が進んだ場合には、予算が不足する可能性があるかと考えます。今後、予算の拡充を考えているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

現状では、推計によるスモールスタートの状態となっております。今後、校内教育支援センターの設置と支援員配置が進んだ場合には、委員がご指摘のように予算が不足する可能性もあり、令和8年度は各学校の取組や支援員の配置状況を常時把握の上、支援が途切れることがないように努めるとともに、実態に応じて予算の拡充が必要と考えられる場合は、関係部署と情報共有し、協議・検討してまいりたいと考えております。

○金子委員

教育支援センターでの支援員配置と研修について新しい体制ができたことは本当によかった

と考えます。近年、人件費が上昇傾向にあります。一方で、地域活動の支えとなるボランティアの皆様への謝礼や支援は大きく変わっていないと考えます。特に教育支援センターでのこどもの支援は、こどもと信頼関係をつくるために配慮しなければならない点が多くあると考えます。持続可能な地域活動の観点からも、ボランティアの謝礼金については見直しが必要だと考えます。要望して質問を終わります。

○委員長

次に、207ページ、事務局費、その他の事務局費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

私も同じく207ページ、事務局費、その他の事務局費、校内教育支援センター運営事業費についてお尋ねします。まず、この事業費の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

校内教育支援センター運営事業費につきましては、学校に設置した校内教育支援センターで、児童生徒の支援に当たっていただく支援員の謝礼金として、学習ボランティア等謝礼金577万5千円と、支援員の傷害保険料として8万1千円の計585万6千円を計上しております。学習ボランティア等謝礼金につきましては、今年度まで生涯学習課の学習ボランティア派遣事業で対応していたものを、学校教育課で新たに予算化したものとなっております。なお、今回計上しております予算については、過去実績等から推計した概算となっております。実際の運営に当たっては、予算に限りもございますことから、各学校のニーズや活用状況について随時把握し、必要に応じて調整していくこともあると想定しております。

○石川委員

どのような運営形態となるのか、詳細な計画があればご説明をお願いします。

○学校教育課長

現在、校内教育支援センターは、中学校で10校全校、小学校では8校で設置をされております。このうち令和7年度に支援員を活用していたのは、中学校5校となりますが、いずれも各学校の状況に応じ、独自の方法で支援を行ってきております。

令和8年度からの運営形態につきましては、全ての学校で統一したものとはせず、各学校の状況や地域の支援体制に合わせ、児童生徒に応じた適切な支援を行っていきたいと考えております。

また、校内教育支援センターは、学校内に設置するため、支援員のみで全ての対応をするのではなく、これまでと同様に、教職員を含むチーム学校としての支援を継続してまいります。現時点では、運営に関する詳細な計画は、作成に向けて取り組んでいる段階ですが、予算成立後は、全校の学校管理職に本事業の目的を説明し、未設置の学校への設置を促進するとともに、支援に当たる市民や地域住民等の人材の確保を進めることとなっております。

○石川委員

支援員の配置計画についてお尋ねします。

○学校教育課長

支援員の配置につきましては、各学校のネットワークを活用し、人材を発掘することとしており、学校教育課がリスト的なものを整備し、各学校に派遣する形態はとらない予定です。各学校で不登校の状況が異なること、地域住民との連携体制や各校に協力していただける外部団体等は地域により異なると想定しており、それぞれの学校に適した形での支援を行っていただくためと考えております。

○石川委員

県支出金を充当することになっていますが、条件等についてお尋ねします。

○学校教育課長

県支出金につきましては、市町村立学校学習指導員等配置事業補助金の活用を予定しており

ます。交付申請の条件としては、通常学級が19学級以上の設置がある学校が対象となり、本市では、飯塚第一中学校、立岩小学校、飯塚鎮西小学校、穂波東小学校の中学校1校、小学校3校が対象となります。併せて、校内で不登校の支援に当たる人材の配置と支援の実施が条件となっております。

○石川委員

校内教育支援センター運営事業費として585万6千円が計上されておりますが、この予算は現状の運営を維持するためには一定の効果がある一方で、全校設置を進めるための人材確保や研修体制の強化には十分とは言えないのではないかと私も感じております。

教職員不足が続く中、センターを機能させるためには、地域人材の活用や民間団体との連携など、学校外の力も含めた持続可能な支援体制の構築が不可欠だと思います。今後、こうした体制設備整備に向けて、予算面でもより踏み込んだ検討をお願いしたいと考えます。以上、要望で質問を終わります。

○委員長

次に、川上委員より通告がっております210ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費、210ページ、211ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費、211ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費、以上3件については、総括質疑にて行いますので、次に行きます。

次に、215ページ、223ページ、学校管理費（小学校費・中学校費）、その他の学校管理費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の215ページと223ページ、学校管理費、その他の学校管理費の小中学校スクールバス運営管理費について質問いたします。小学校費は6201万6千円、中学校費は3910万3千円の計上で、令和7年、前年度と比較しますと、小中合わせて1600万円程度増額となっております。この増額理由についてお尋ねします。

○教育総務課長

スクールバス運行委託に関する契約形態につきましては、全路線の7路線で、契約期間を3年間とする長期継続契約等を締結いたしております。

そのうち令和8年度に契約更新を迎える筑穂地区の2路線、内住線、桑曲線で増額となっているものですが、これは契約前の要求額であること、また、本市がスクールバス運行委託料の積算基準としている国土交通省が定めます貸切バスの運賃単価が新基準に改正されたことが増額要求となった主な要因でございます。

○赤尾委員

国交省が定めます貸切バスの運賃単価、これが新基準に改正されて契約の内容が増額したという話だと思うんですけど、新基準に改善されたのはいつなのか、ご説明をお願いします。

○教育総務課長

今回見直しになった基準につきましては、昨年度の10月に改正されております。

○赤尾委員

改正されるときは何に起因されて改正されるんですか。例えば原油高とかいろいろあると思うんですけど、ご説明をお願いします。

○教育総務課長

こちらの目的でございますけども、国土交通省は、安全確保と運転手の不足解消を目的に、貸切バスの運賃段階の下限額というのを、改正の中では、上げたということの改正を行われております。

○赤尾委員

今、中東のほうとか世界規模の社会情勢があるじゃないですか。あそこで原油高とかがもし発生した場合に、そのときは改正されることは可能性としてないんですか。

○教育総務課長

委員がご指摘のとおり、運転手不足というのも社会要因でございますけども、原油単価そのものが高騰しますと、そのことも影響するかと考えております。

○赤尾委員

令和８年度中に改正される可能性もありますか。

○教育総務課長

今後、改正されるかどうかについては把握できておりません。

○赤尾委員

仮に改正された場合は、対応としてはどういう対応を取られるんでしょうか。

○教育部長

今、委員がご質問の件につきましては、原油高ということになりますと全市的な問題というふうになるかというふうに捉えております。その中の一つが、今、ご質問があっているスクールバスの長期継続契約ということになりますので、その場合は関係部署のほうとしっかり協議しながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えます。

○委員長

次に、２１７ページ、２１８ページ、２２５ページ、教育振興費、学力向上推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

教育振興費、学力向上推進事業費の小中学校外国語教育推進事業費について、予算資料の４４ページについてお尋ねします。まず、内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

事業に係る主な費用の内訳としましては、教職員研修に係る講師謝礼金が小学校費、中学校費ともに３万５千円の計７万円。児童生徒がオンライン英会話のときに使用するタブレット端末の通信に係る経費が小学校費、中学校費ともに６３万９千円の計１２７万８千円。オンライン英会話事業支援業務委託料が小学校費２５９２万８千円、中学校費４０８４万７千円の計６６７７万５千円。外国人講師派遣に係る費用として、小学校費が講師謝礼金７８万円、中学校費が委託料８２１万７千円の計８９９万７千円。その他、通信運搬費を合わせ、小中学校費全体で７７１２万９千円となっております。

○石川委員

令和６年度のオンライン英会話と外国人講師派遣の実績についてお尋ねします。

○学校教育課長

令和６年度のオンライン英会話の実施回数は、小学校５年生が１０回、小学校６年生及び中学校１、２年生が８回、中学校３年生が６回となっております。令和６年度の外国人講師派遣の実施回数は、小学校１０１回、中学校５６回となっております。

○石川委員

その成果についてお尋ねします。

○学校教育課長

成果といたしましては、小学校では、小学校卒業時の英語力目標の到達状況を確認するための試験である英検ＥＳＧテスト５級相当達成児童の割合が、令和６年度６６．７％、令和５年度が６８．２％となっており、オンライン、ＡＬＴの活用により初歩的な英語の能力の育成が図られていると考えております。

一方で、中学校につきましては、３年生を対象に実施いたしました英検ＩＢＡテストの結果で、総合スコアが６２．５％となり、福岡県全体の平均スコアを３．０ポイント下回る結果となっております。小学校で育んだ英語への親しみや初歩的な能力を中学校における確かな学力の定着へと円滑につなげていくことが、現在の喫緊の課題であると認識しております。

今後は、この結果を詳細に分析し、生徒一人一人の苦手分野に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、小中一貫した視点で指導体制のさらなる充実を図り、県平均を上回る学力の向上を目指してまいります。

○石川委員

その課題についてお尋ねします。

○学校教育課長

小学校では、まず、外国の文化への興味関心の喚起や初歩的な英語でのコミュニケーション体験ができており、大きな課題はないと考えておりますが、中学校においては、知識を使いこなす力の不足が見られており、読解や文脈理解など学習内容を総合的に活用する力、文法・語彙の定着の個人差、実践的な英語使用体験の不足が課題となっております。

また、オンライン英会話においては、内容が児童生徒により簡単に感じたり難しく感じたり、体感的な個人差があること、日程調整等の手続が煩雑であること、授業との連動性が薄く、独立したイベント的な位置づけとなっていることが課題として上げられます。

○石川委員

文部科学省では、A I 活用による英語教育強化事業において、生徒の英語力は向上傾向にあるが、社会の期待とは依然大きな乖離があり、英語を使う機会の圧倒的少なさや学ぶ動機付けの弱さが積年の課題としています。

対策として、生成A I の効果的活用等による英語教育や国際交流の強化を含む教育の国際化を進めるとともに、グローバル人材の育成を抜本的に強化するとしています。

本市では、生成A I の活用による外国語教育について、どのようにお考えがあるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

質問委員がご紹介いただいた文部科学省の考え方は、教育委員会としても把握しており、今後、A I を活用した外国語教育の導入が可能か、検討を始めております。A I による学習は、会話等の恥ずかしさの解消ができること。自分のペースや能力に応じた学習が可能となること。タイピングによる語彙の定着の促進が図れることなどのメリットがあり、A I 学習の成果を外国語指導講師との会話において実践的に活用できることも想定されます。

現在、他の自治体の先進事例等の情報収集も進めており、本市での今後の外国語教育の進め方についての調査研究の上、方針を策定し、令和8年度中のモデル校での試行実施を含めて検討しております。

○委員長

次に、218ページ、225ページ、教育振興費（小学校費・中学校費）、学力向上推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

続いて218ページ、225ページの教育振興費（小学校費・中学校費）、学力向上推進事業費について、予算の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

学力向上推進事業費に計上している予算につきましては、本市が小中学校で実施しておりますICT教育、オンライン英会話、体験型キャリア教育等の学力向上に関する取組や、教職員の資質向上のための研修に係る経費、児童生徒の学力検査に係る手数料等となっております。

○石川委員

先日、総合教育会議を傍聴させていただきましたが、本市の学力の状況や学力向上の取組について、確認のためお尋ねします。

本市の学力については、小学校は全国平均以上となっていますが、中学校については課題があるという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

本市の学力の状況につきましては、全国学力・学習状況調査の結果を基にお答えをいたします。質問委員のご指摘のとおり、小学校については全国平均、県平均を上回っている状況となっております。これは、本市が継続している徹底反復学習や、多層指導モデルMIMにより学力の土台づくりの取組が定着してきたことの成果と考えております。

一方で、中学校の数学と英語は全国平均、県平均を下回る結果となっており、数学では計算に関する特定分野の定着が不十分なこと、英語については学習内容の総合的な活用と会話に関して不十分な点が見られることが原因と推測しております。

○石川委員

各学校でも児童生徒の学力向上のためご尽力、ご努力いただいていると思います。総合教育会議では、教育委員会として新たな取組を進めることを提案されていましたが、その内容についてお尋ねします。

○学校教育課長

各学校では学力向上プランを作成し、状況に応じた学力向上の取組を進めておりますが、それぞれ個別の取組として帰結しており、市として総合的な観点から検証することが不足していたと思われます。

このため、令和8年度から、飯塚市小中学校学力向上推進委員会の設置を予定しており、学力調査結果の分析に基づいた客観的な指導改善、市全体としての基本方針及び目標の明確化、各学校の個別の取組から市・中学校区・学校が連動した組織的な施策展開、施策の立案から評価、改善までの流れの強化に取り組んでいきたいと考えております。

今後は、各中学校区での9年間を見据えた学力向上の取組を尊重して推進するとともに、市全体としての考え方を整理、共有し、児童生徒の学力向上を図ってまいります。

○石川委員

市全体としての方向性を整理、共有するために設置される飯塚市小中学校学力向上推進委員会は、まさに学校間の知見を結びつけて、効果的な取組を広げていくための大きな役割を担うものであると思います。委員会が単なる情報共有の場にとどまらず、各校区の優れた実践を市全体に広げて、課題を共有し、改善につなげる実効性のある組織として機能するよう、ぜひ、積極的に生かしていただきたいと要望いたします。

○委員長

次に、217ページ、218ページ、教育振興費、学力向上推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

続きますが、217ページ、218ページの多層指導モデル推進事業費について、こちらの事業についてお尋ねします。

○学校教育課長

多層指導モデル推進事業MIMは、学習の基盤となる読みの力を高めるために、小学校1年生で重点的に清音、濁音、半濁音、拗音等の読みを楽しみながら学ぶ取組となっております。

○石川委員

予算の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

事業に係る予算につきましては、予算書218ページに記載のあるデジタル版MIMのソフトウェア使用料104万5千円、紙を活用した学びに使用する消耗品費50万1千円と217ページに記載しております多層指導モデル推進事業研修会等講師謝礼金9万円の計163万6千円となっております。

なお、消耗品費につきましては、予算書217ページに記載の123万6千円の中に含まれ

ております。

○石川委員

実績についてお尋ねします。

○学校教育課長

多層指導モデル推進事業は、市立小学校全校で実施しております。読みの力は全ての学習の基盤となるもので、この取組により、つまずきを早期に発見して適切な指導を行うことにより、こどもたちの読みの力を高め、学びの基盤をつくる上で重要な役割を果たしております。

小学校1年生を対象とした標準学力調査における読みの力は、全国の平均値以上となっており、全国学力学習状況調査においても、本市の小学校は、近年、全国平均を上回る状況が続いていることから、小学校入学時に読みの力の向上を図っていることが、これらの結果につながっていると考えております。

○石川委員

課題についてお尋ねします。

○学校教育課長

事業推進に関する課題は今のところ特にはないと認識しておりますが、先ほども申しましたように、本市の学力向上の取組における基礎として重要な事業と考えておりますので、今後も読みの力の向上と定着のため、継続して取り組んでまいります。

また、デジタル版M I Mについては、小学校1年生だけではなく、他の学年の児童も使用できるようにしているため、児童それぞれの状況に応じて各学校において活用することとしております。

○委員長

次に、217ページ、218ページ、225ページ、教育振興費（小学校費・中学校費）、学力向上推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

217ページ、218ページ、225ページの小中学校 I C T 教育推進事業費についてお尋ねします。この事業の概要についてお尋ねします。

○学校教育課長

事業の概要といたしましては、小中学校に I C T 研究指導員、I C T 支援員と呼んでいますが、その I C T 支援員を配置し、教育研究所との共同による調査研究や教材開発の支援、研修の企画立案、学校での教員への個別指導及び授業支援・校務支援、I C T 活用のノウハウや相談・トラブル対応事例などの情報共有を行うことにより、教育の情報化を推進し、教員間の情報提供や教師の指導力の向上を図ることを目的とした事業となっております。

○石川委員

予算の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

主な予算といたしましては、I C T 教育推進に係る研修会講師謝礼金として、小学校費、中学校費ともに2万2千円の計4万4千円。I C T 教育推進アドバイザー謝礼金として、小学校費、中学校費ともに2万7千円の計5万4千円。視察に係る旅費として、小学校費6万円、中学校費3万1千円の計9万1千円。消耗品費として、小学校費1万4千円、中学校費7千円の計2万1千円。I C T 教育研究指導員配置に係る委託料として、小学校費1757万円、中学校費924万8千円の計2681万8千円。中学校費のみとなりますが、自動採点ソフト使用料として165万円。小中学校費全体で2867万8千円を計上しております。

○石川委員

I C T 教育研究指導員配置に係る委託料が一番大きな予算の内訳なのかなと思いますが、令和6年度の I C T 支援員の活用実績についてお尋ねします。

○学校教育課長

I C T支援員の活用実績といたしまして、令和6年度は小学校で1985回、中学校で617回の合計2602回となっております。なお、令和6年度は、I C T支援員7名配置の実績数となっております。令和7年度の配置数は4名となっておりますので、活用実績は減少する見込みとなっております。

○石川委員

学校での教育活動におけるI C T活用の課題についてお尋ねします。

○学校教育課長

G I G Aスクール端末の導入から4年を経過しており、教育活動におけるI C T機器の有効的活用は定着してきておりますが、教職員のスキルに差があることや、児童生徒数が多いため、端末のトラブル発生時に迅速な対応ができないことや、教員の新たな発案を具体化するためのI C T活用方法の組立て等について、円滑に進まないことが見られております。

○石川委員

文部科学省が公開しているI C T支援員の業務内容や配置状況をまとめたパンフレット「I C T支援員の適正配置を」においては、国が進める個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、授業や校務の円滑化のためにもI C T支援員が支える学びの環境整備が重要だと示されています。また、令和7年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針及び学校のI C T環境整備3か年計画では、I C T支援員を4校に1名配置する基準が示されていますが、本市ではI C T支援員の増員や活用の充実については、どのようなお考えがあるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

本市の教育活動や校務の円滑化において、I C T支援員の役割は非常に大きなものとなっております。先ほど答弁いたしました課題の解決におきましても、教員のみでの解決が困難な場合もあります。

I C T支援員が授業準備支援、授業時の支援、校務システム運用に関する支援、I C T環境整備の支援、プログラミング教育支援等、多岐にわたる支援活動を行っていただくことにより、教員が児童生徒と向き合う時間や、教材研究の時間を確保することが可能になることから、学校でのニーズは今後も高い状況が続くと思われます。

教職員のスキルアップの取組を継続しつつ、各学校の状況に応じたI C T支援員の有効的な活用については、今後も検討を進めてまいります。

増員につきましては、予算措置を伴うものとなりますので、I C T支援員の必要性和学校ニーズとの整合性を把握、検討し、必要な場合は関係部署と協議させていただきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

218ページ、教育振興費、特別支援教育推進事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

218ページの教育振興費、特別支援教育推進事業費、児童の発達に関する巡回相談・支援事業費についてお尋ねします。事業の概要についてお尋ねします。

○学校教育課長

児童の発達に関する巡回相談・支援事業は、小学校児童の発達や子育てに関する不安や悩み、困り感を抱える保護者や教員を対象に、相談内容に応じて臨床心理士やビジョントレーナー、言語聴覚士等の専門家が具体的な指導を行ったり、必要な支援についてのアドバイスを行った

りする事業となっております。なお、相談は無料で、相談予約は専用の電話番号かEメールでの対応とし、保護者が直接相談できるようにしております。

○石川委員

予算の内訳についてお尋ねします。

○学校教育課長

事業に係る予算といたしましては、支援相談員等謝礼金200万円、消耗品費3万5千円、巡回相談窓口の電話料金1万2千円の計204万7千円を計上しております。

○石川委員

この事業の実績についてお尋ねします。

○学校教育課長

相談件数の実績は、令和6年度が163件、令和5年度が175件となっており、令和7年度につきましては、9月までの実績となりますが、72件となっております。

主な相談内容としましては、児童の学校生活や家庭での困り感をどう受け止め、どう対応すればよいのかといった悩みが多い状況となっております。本事業では、相談終了後に利用者からアンケートをとっており、「大変満足している」、「満足している」の回答が100%となっており、相談者の困り感、悩みの解消や支援につながっていると認識しております。

○石川委員

アンケートが、「大変満足している」、「満足している」の回答が100%ということで、解消の支援につながっているということですが、課題についてお尋ねします。

○学校教育課長

発達障がいを含め、障がいに関しての社会理解が進んできたことに伴い、発達に関して早期に発見し対応したいという保護者や教員の意識が以前に比べて高くなってきていると感じております。本事業を利用していただいた方の満足度が高い状況も踏まえ、今後も市公式ホームページ等の広報媒体を積極的に活用するとともに、学校からも困り感を抱えている保護者へこの事業を紹介する等周知を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、217ページ、224ページ、225ページ、教育振興費、就学援助事業費について、石川委員の質疑を許します。石川委員、概要についてはできるだけ割愛していただきますようお願いします。

○石川委員

217ページ、224ページ、225ページの教育振興費（小学校費・中学校費）の就学援助事業費について、小中学校就学援助費についてお尋ねします。小学校就学援助費、予算資料44ページと中学校就学援助費、予算資料46ページについて、質問させていただきます。小学校については、前年度から246万8千円の減額、中学校については、前年度から349万9千円の増額となっておりますが、それぞれの減額、増額の理由についてお尋ねします。

○教育総務課長

本市が行う就学援助費の単価基準といたしております要保護児童生徒援助費補助金について、学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費の単価が令和8年度より引き上げられることが予定されております。この見直しにより、準要保護者への就学援助費については、新入学児童生徒学用品費等、こちらは入学準備扶助費になりますけども、小学校では5万7060円から9万1600円に、中学校では6万3千円から10万1千円に引き上げられるほか、学用品費や修学旅行費についても単価の増額を見込んでおります。

本市の就学援助につきましては、就学内容や申請方法の周知に努めた結果、認定件数は微増傾向にあります。中学校においては、単価引上げと併せて、予算額は前年度から349万

7千円の増額となっております。一方、小学校につきましても同様に、単価引上げ分の増額はございますけども、学校給食に係る給食扶助費につきましては、新年度から学校給食費に係る国の交付金学校給食費負担軽減交付金の新設に伴い、給食扶助費を就学援助費として計上しないため、前年度比で、2466万8千円の減額となったものでございます。

○石川委員

本市の認定件数については微増傾向にあるとのことですが、具体的な件数についてお尋ねします。

○教育総務課長

過去5年間の小中学校合わせた認定件数でお答えさせていただきます。令和2年度が2552件、令和3年度が2605件、令和4年度が2687件、令和5年度が2701件、令和6年度が2750件となっており、微増傾向に推移をいたしております。

○石川委員

令和8年度から就学援助に係る補助単価が引き上げられるということは、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な支援が拡充となってよいことだと思いますが、ただ一方では、就学援助を受けていない世帯については、基準に合わせて負担が増加するということになるのではないかと危惧します。

令和8年度から単価の引上げは、物価高騰の実態に即した支援の拡充を目的にしたものだと理解しておりますので、こうした世帯、対象外の世帯への支援につきましても、給食費無償化の取組も一連になるかとは思いますが、物価高騰対策として、教育の機会均等が損なわれることのないよう適切な支援に努めていただきたいと思います。

○委員長

次に、218ページ、教育振興費、体験型キャリア教育事業費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

体験型キャリア教育事業についてですが、令和7年度の実績についてお尋ねします。

○学校教育課長

体験型キャリア教育事業は、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本のプログラムを活用して、小学校全校の5年生を対象とした経済体験学習、スチューデント・シティと、中学校全校の1年生を対象とした生活設計体験学習、ファイナンス・パークを実施しております。

令和7年度の実績といたしましては、スチューデント・シティを9月から12月までに15回実施し、1113人の児童が参加しております。ファイナンス・パークにつきましては、7月から12月までに17回実施し、1072人の参加となっております。

○土居委員

それでは令和8年度の実施予定についてどのようになっているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

令和8年度につきましては、スチューデント・シティを9月から12月まで16回、ファイナンス・パークを7月から12月まで16回実施をする予定としております。

○土居委員

体験型キャリア教育事業は、未来を担うこどもたちの育成において重要な事業と思われます。その成果について伺いたいと思いますが、実際に事業に参加した児童や生徒はどのような感想を持っているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

本事業では、体験学習終了後に児童生徒と教員を対象にアンケートを実施しております。アンケート結果では、児童生徒と共に「体験活動を楽しめた」という意見が97%程度となっており、また、学んだことがこれからの人生に役立つかという設問についても、小学校で99%

超、中学校でも98%超の生徒が「役に立つ」と回答しております。教員の感想につきましても、「この学習がこどもたちの将来に役立つ」と答えた割合は、小学校、中学校ともに100%となっております。

また、児童生徒の自由記述においては、スチューデント・シティでは、「仲間と協力して成果を高める工夫した」、「働く人への敬意を改めて意識した」等の意見があり、社会とのつながりを考える姿勢が育まれています。ファイナンス・パークでは、「親の努力や温かさ感謝した」、「将来自立した際には、学びを生かしていきたい」、「欲しい物を我慢することの大切さや税金や保険の仕組みを理解したい」という感想もあり、社会や経済の仕組みを自分事として捉えることができる姿勢が育まれています。

○土居委員

児童生徒、そして、教職員にも非常に評価が高いということは大変うれしいことであります。また、明確な学びにつながっていることが確認できているというのも、この事業の成果だと思います。

体験型キャリア教育事業は、企業の協力の下、実施されていますが、企業の感想についても把握されているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

本事業では、毎年度、事業終了後に、スチューデント・シティに協賛していただいている企業にアンケートを実施しております。企業としてやりがいのある事業かという設問に関しては100%、児童の未来や将来設計につながるかという設問については80%が、「そう思う」との回答をいただいております。協賛することに意義があり、こどもの育成においても成果のある事業であると認識していただいていると考えております。

○土居委員

企業からの評価も高いということもこの事業が有益なものである証だと思います。望ましい成果が出ているということで安心いたしました。

次に、今後の方向性に関連して質問したいと思いますが、各学校では、職場体験のようなキャリア教育も実施していると思いますが、体験型キャリア教育事業にはそれらの取組と違ってどのような特色があるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

各学校では、総合的な学習の時間を活用して、地域の方へのインタビューや職場体験等のキャリア教育を実施しております。これらの取組は、勤労の尊さの実感、地域と学校の関係性や地域住民の支援等を実感する機会となっております。

一方で、体験型キャリア教育事業の特色として、事前事後学習と体験学習を通して、社会経済、計画的な金銭管理の重要性等の金融経済の仕組みに関して、実践的に学ぶことに重点を置いております。

○土居委員

九州では本市のみの実施となっており、他の自治体の関心も高いと思いますが、視察の受入れがあれば実績等についてお尋ねします。

○学校教育課長

令和7年度の実績となりますが、小郡市、熊本市教育委員会、熊本県教育委員会、北海道登別市からの視察を個別に受け入れており、また、本市で10月に開催した九州都市教育長協議会研究大会、また、11月に開催した協調学習全国大会においても、参加された自治体を対象に視察の受入れをしています。

○土居委員

全国の多くの自治体が本市の先進的な取組に興味を持っていただいていることは本当にありがたいことだと思います。今後もこの事業を継続していただきたいと思います。キャリア教

育の充実についてどのように取り組んでいくおつもりなのか、お尋ねします。

○学校教育課長

体験型キャリア教育事業は令和5年度から全校での実施となり、今年度で3年目を迎えました。小学校5年生でスチューデント・シティを体験した児童が中学校1年生となり、ファイナンス・パークの体験をした初めての年度となったこともあり、中学校1年生を対象にスチューデント・シティでの学びとファイナンス・パークでの学びの継続性についてアンケートを実施したところ、将来について自分で考えて選ぶ力がついたのかという設問では、88.5%の生徒が「そう思う」と回答がありました。この結果からも、本事業は児童生徒のキャリア形成に重要な役割を果たしていると考えており、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、本事業については、プログラムの構成上、体験活動の回数が限定されておりますが、先ほども答弁いたしましたように、各学校が独自で実施している体験活動と組み合わせ、相互に関連させることで、多様な体験機会をこどもたちに提供し、キャリア形成に関する学びの充実を図ってまいります。

○委員長

次に、219ページ、教育振興費、その他の教育振興費について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

小学校水泳事業運営費についてお尋ねします。昨年度と比較し、予算額が増額となっておりますが、どのような理由からでしょうか。

また、令和7年度と令和8年度の比較についてお尋ねします。

○教育総務課長

小学校水泳事業運営費ですが、令和7年度は2校分、飯塚小学校と上穂波小学校の水泳事業に係る予算を計上いたしておりました。この2校につきましては、自校のプール施設等に不具合もあったことから、飯塚小学校では近隣の民間事業者のプール利用に変更したこと、また、上穂波小学校につきましては、隣接の内野小学校と大分小学校のプール施設を共同利用したことから、それぞれの小学校へ移動するバスの借上料を必要経費として計上いたしておりました。

今回、令和8年度につきましては、この2校のほかに、高田小学校、内野小学校、庄内小学校の3校を民間事業者のプール利用に見直し、また、一貫校でございますけども穂波東小学校につきましては、自校で実施するプール事業を民間指導に委託する計画へと見直しましたことから、それぞれ実施する対象校が増えたことに比例しまして、必要予算について増額要求となるものでございます。

○土居委員

学校数が増えたための増額計上ということですが、なぜ学校数が増えたのでしょうか。今の答弁ですと、プール施設等の不具合には、そもそも施設の老朽化ということも想像がつきますが、一貫校として建築されて間もない穂波東小学校も民間指導の経費が計上されています。もう少し、その点の実施の経緯等も含めてお尋ねします。

○教育総務課長

今回の予算計上に伴う実施の経緯も含めてご説明させていただきます。水泳授業は主に1学期の6月から7月に実施しておりますが、学校プールは屋外にあるため、外気温、天候に大きく左右され、水泳授業の計画的な実施は難しい状況にあります。また、安全安心な水泳授業を行うため、教職員による毎日の清掃やろ過装置等の点検、水質管理等の安全管理は必須であり、このことが教職員の負担となっている状況もございます。加えて、建築年数40年以上のプールを所有する学校が10校あるなど、施設の維持管理、老朽化対策が緊急の課題であると認識いたしております。

これら、運用面、管理面から来る課題を解決しながら、水泳授業の重要性和児童生徒にとつ

て安全で安心な環境を整えるため、既に民間施設で水泳指導委託を実施している学校に加え、令和8年度は施設の老朽化が著しい学校と学校プール施設への指導委託を見据えたモデル校による委託事業の実施を行うこととして計画をいたしております。

モデル校につきましては、委託先として検討している市内民間水泳事業者の受入れ状況と学校の事業計画をスムーズに行う必要があることから、検証を重ねながら、段階的に事業拡大を図っていききたいと考えております。

○土居委員

段階的に民間プール利用を拡大するなど、水泳事業の在り方、水泳事業の運営方式が順次見直されていく計画のように伺いますが、今後、どのような流れで進んでいくのか、スケジュールについてお尋ねします。

○教育総務課長

スケジュールについて、計画ではございますが、令和8年度、令和9年度の2か年は市内小・中学校全校で水泳授業の指導委託を想定したモデル的な事業運営を行っていき、運用面での課題等を含め、よくよく検証していききたいと考えております。

また、穂波東小中一貫校のように施設が新しくプールが安全に利用できる間は、当該校のプールを活用しながら指導委託を導入したいと考えており、施設の老朽化状況等を勘案しながら、随時、民間プール等を活用した指導委託へと切り替え、将来的には、市内の全小中学校での民間事業者等を活用した水泳授業の実施を行っていききたいと考えております。

○土居委員

民間施設での水泳指導委託へとシフトされるとのことで、教職員の方々の負担軽減とともに、専門的指導を受けられることによる児童生徒のスキルアップにつながるものと思われれます。

部活動の地域移行・地域連携とともに、教育の在り方も変革期にありますので、今後、他分野においても先駆的事业に積極的に取り組まれることを要望して質問を終わります。

○委員長

次に、219ページ、教育振興費、その他の教育振興費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の219ページ、予算資料の45ページ、教育振興費、その他の教育振興費の教育用情報機器更新事業費についてお尋ねします。まず、本事業の財源についてご説明をお願いします。

○教育総務課長

本事業は令和2年度に導入した小学校児童用の学習用タブレット端末約6800台を更新するものでございます。

財源につきましては、一般財源のほかに、対象経費の3分の2が国庫補助金によって賄われる見込みでございます。

○赤尾委員

国庫補助金が3分の2ということで、事業費が4億4926万3千円に対して、国庫支出金が2億4959万円と、これを計算したときに国庫補助金の割合が3分の2を下回るんですね。この理由についてお尋ねします。

○教育総務課長

国庫補助の対象にはタブレット端末本体のほかに、管理用ソフトウェアの設定委託料が含まれますが、国庫補助につきましては、1台当たり5万5千円という補助基準額が設定されており、その額の3分の2が補助されます。

令和8年度予算では、端末1台当たりの調達コストが補助基準額以上と見込んでおり、事業費はこの単価に必要な台数を乗じた総額ですが、国庫支出金については補助上限額である5万

5千円の3分の2に必要な台数を乗じた額となるため、全体の事業費に対する割合としては、結果として3分の2を下回るものでございます。

○赤尾委員

端末1台当たりの調達コストを補助基準額以上と見込んだと。幾らで見込まれたんですか。

○教育総務課長

こちらの試算に当たりまして見積りを取っておりますけども、合計で6万6千円ほどという見込みを立てております。

○赤尾委員

国の補助の割合は3分の2というのは変わりませんよと。ただ条件があって、端末1台当たりが5万5千円で決められていますよということだろうと思うんですね。5万5千円の3分の2っていうと3万7千円ぐらいなんですよ。その掛ける6800台が国庫支出金で、要はその国の補助に当たるのか。それと、6万6千円と見込まれているっていう答弁をいただきましたけど、その6万6千円から今の補助の3万7千円を引くと、残りが2万9千円ありますね。その掛ける6800台が一般財源に当たるのか、確認ですけど、答弁お願いします。

○教育総務課長

まず、台数につきましては、必要な生徒数、児童数と合わせまして、予備の台数も含まれております。その上で、今ご指摘ございました金額との差につきましては、委員がご案内のとおりの方で差額が一般財源となるものでございます。

○赤尾委員

見込みの6万6千円の見積りを徴収されたという答弁があったと思うんですけど、何社から見積りを取られたのか、お聞きしていいですか。

○教育総務課長

見積り徴収のほうは3者から徴収いたしております。

○赤尾委員

その中で一番低価格な数字で6万6千円と定められたんでしょうか。

○教育総務課長

3者のうち一番低額の予算の見積りでやっております。

○赤尾委員

差し支えなければ業者名を教えてください。

○教育総務課長

すみません、予算に関わることについてはお答えすることはできません。

○赤尾委員

現行で使われている6800台の処分等についてはどうなっておるのか、どう考えているんですか。

○教育総務課長

令和7年度に、先に中学校のGIGA端末を更新させていただいております。3千台ほど、今、更新をしたわけなんですけども、それと併せて、令和9年度に一括して処分のほうを進めていきたいと考えております。

○赤尾委員

処分をするんでしょうけど、その処分の方法はどういう処分をするんですか。

○教育総務課長

まず、端末の情報等を確実に消去いたしまして、あとは処分業を持った業者のほうで処分を行う発注をしていきたいと考えております。

○赤尾委員

処分の方法で、処分する業者がいるんでしょうけど、どういう処分をするかということなんで

す。再利用するのか、処分の仕方によっては、それは貴金属やいろいろ入っているんですよ、銅とか。そういうやつを活用するのかしないのかとか、いろいろあるんですけど、その点については考えているのか。

○教育総務課長

委員のご指摘の回答が不足しておりました。令和9年度まで国の示す指針等も検証しながら、再利用を含めたところで、9年度に向けて処分を検討していきたいと考えております。

○委員長

それでは次に、220ページ、228ページ、学校整備費（小学校費・中学校費）、空調設備整備事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

220ページと228ページの空調設備整備事業費についてお尋ねいたします。この内容と、そして、設置までのスケジュールについてはどうなっているのか。

○教育施設課長

小中学校の屋内運動場等への空調設備整備につきましては、本市においては全校未設置でございます。また、屋内運動場については、避難所としても重要な役割を持っており、防災的観点からも早急な対応が求められているため、本市でも全小中学校の屋内運動場等への空調設備の事業実施を行うものでございます。

また、屋内運動場については、避難所としても重要な役割を持っており、防災的観点からも早急な対応が求められているため、本市でも全小中学校の屋内運動場等への空調設備の事業実施を行うものでございます。

今回の委託料は各小中学校屋内運動場等への空調設備の導入について、空調方式、空調動力源、断熱化、費用対効果等を検討し、空調設備整備の方針、概算事業費の算出、事業スケジュール等の作成を行うもので、小学校1校、中学校1校、小中一貫校1校の3校のモデル校を基に空調設備整備検討業務を行うものでございまして、小学校費で740万8千円、中学校費で740万7千円、計1481万5千円を計上するものでございます。

設置までのスケジュールでございますけれども、現在のところ、令和8年度に空調方式、空調動力源、断熱化、費用対効果等の検討業務のため、基本設計を行いまして、この基本設計を基に整備計画を立て、令和9年度に実施設計、令和10年度からの設置というスケジュールで考えているところでございます。

○道祖委員

教育環境の改善は喫緊の課題となっている、防災的観点からも早急な対応が求められているというけれど、結局、設置されるのはいつからなるんですか。何年後ですか。

○教育施設課長

早くとも3年後の設置というふうに、今のところ、見込んでいるところでございます。

○道祖委員

文部科学省は「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」という内容が出ております。その参考資料に6点資料が出ておりますけど、その内容について知っていますか。

○教育施設課長

内容は見ております。

○道祖委員

その資料は、一番新しいのはどういうふうになっていますか。いつ更新されていますか。

○教育施設課長

令和8年2月17日更新となっております。

○道祖委員

内容を知っているということですけど、6点の内容について説明してください。

○教育施設課長

まずは、補助率は2分の1で負担を軽減するということ、地方負担額の100%に地方債の

充当が可能にあること、補助単価が従来よりアップしていること、断熱性の確保は今年度実施が可能であること、体育館空調の光熱費には交付税措置があることという5つの視点ということで考えております。

○道祖委員

私が言っているのは、参考資料が出ているでしょう。6つあるでしょう。その内容について逐一説明してください。

○教育部長

今、委員のほうがおっしゃられている分で、参考資料として、まず1点目に「学校体育館への空調整備の早期実現に向けた支援のポイントQ&A」、2点目が「体育館の空調設備の工事の進め方について」、3点目が「空調整備・断熱対策事例&断熱・遮熱対策事例」ということで、今、私のほうで手元に持っているのが、この3点というところになっております。

○教育施設課長

失礼しました。参考の体育館の空調設備設置工事の進め方に関する参考資料ということで、理解しておりますけども、参考としては、「体育館の現況確認」、次に「空調能力・空調方式・設置計画等の検討」、また3点目に「発注方式の検討」、4点目に「施工業者の確保等」、5点目に「空調設置工事の工夫事例」、6点目に「避難所となる学校体育館への複数引き込みについて」ということで出されております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

○教育施設課長

「公立学校施設の空調設備の今後について」という文部科学省が発出しております、ホームページの中で、参考資料6つが掲載されております。その6つにつきましては、1つ目に、先ほど私のほうが答弁させていただきました令和8年2月17日更新された「学校体育館への空調整備の早期実現に向けて」ということで空調整備に向けて、いろいろな設置状況等の学校体育館への空調設備の早期実施に向けた支援の5つのポイント等が記載されたものが掲載されております。

2つ目に、「空調設備の設置に関する支援制度」として、現在の屋内運動場の空調設備整備事業、交付金の概要が示されたものが掲載されております。

3つ目に、「体育館空調設置に伴う断熱性確保工事（遮熱対策を含む）について」というもので、空調設備に伴う断熱性確保の必要性について、また、体育館空調設備に伴う断熱性確保工事の検討という内容のものが掲載されております。

4つ目でございますけども、「体育館の断熱性確保による電気代削減効果について（試算）」ということで、断熱性がない体育館の場合と断熱性を確保した体育館の場合の試算が掲載された資料が添付されております。

続きまして、5つ目として、「屋内運動場空調設備設置に係る断熱化事例集」ということで、岩手県A中学校、山形県B中学校、群馬県C中学校、埼玉県D中学校、埼玉県E中学校の事例が掲載されております。

最後に6番目として、「屋内運動場断熱・遮熱対策事例集」として全国各地の事例集が掲載

されたものが掲載されているところでございます。

○道祖委員

内容は、国は早く設置するように働きかける内容でしょうか。

○教育施設課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

その内容を確認すると、早期に設置するための事例が幾つも出ております。今、教育委員会が示された内容とは違って、早期のためにはどうすればいいかというような説明もあったと思いますけど、そのとおりでしょうか。

○教育施設課長

確かに、例えば、契約の方法とか、そういったことの断熱につきましては省力化できるといった内容の部分で、工期が短縮できるというような内容も入っております。

○道祖委員

であるならば、それを参考にして、早期に設置するという考えに立って、事業に取り組んでいただきたいと思います。なお、これについては早期にという予算も絡んできますけど、予算についても国は補助等を出すというふうになっております、確か。その辺は、財政当局なり教育委員会が前向きに検討し始めたときに協力する考えはあるのかどうか、お尋ねします。

○行政経営部長

もう、8年度のこの事業費を上げる前段階で、今年の多分9月の議会だったと思うんですけど、今、道祖委員と何名かの委員さんからこの空調整備についてのご質問がありました。その後から、私ども財政当局としましては、この空調設備の補助金が平米単価が低いもしくは上限額が低かったという点がありまして、様々な検討しておりました。

今年度、実際のところ、平米単価も上がり、上限額も上がっております。断熱材についても従前から委員もおっしゃっていますが、柔軟な対応ができるということで、早期につけなさいと、国の指示でいえばそうなっておりますので、当然、所管である教育委員会がスケジュールを組んでくれば、当然、財政当局としてもそれに協力をするという考えでございます。

○道祖委員

教育委員会、財政当局も前向きに検討すると言っているから、こどもを守るという意味合いでも、できれば今年、3年後とか言わないで、今年につけるんだぐらいの思いで、取り組んでいただきたいと思います。ここで確約はできないと思いますが、そういう考えに立って、今後、事業に取り組むということを要望したいと思いますけど、それはできますか。

○教育部長

少しでも、設置時期を早めるような形で努力をいたしたいというふうに考えています。

○道祖委員

よろしくお願いいたしますまして、この質問は終わります。

○委員長

次に、220ページ、学校整備費（小学校費・中学校費）、空調設備事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

委員長、今の道祖委員の質問と私の質問は重複いたしますので、この質問を取り下げさせていただきます。

○委員長

続きまして、226ページ、学校整備費、35人学級編制対応事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

226 ページ、学校整備費、35 人学級編制対応事業費について、予算資料 47 ページの内容について質問いたします。これは、その一つ上の 228 ページにあります 35 人学級編制対応事業費について、資料でいうと、48 ページの項目もありますが、47 ページのほうをあえて質問させていただきますので、事業の概要についてお尋ねします。

○教育総務課長

35 人学級編制対応事業につきましては、令和 7 年 3 月までに実施いたしました小学校の学級編制と同様に、国の方針に基づき、中学校の学級編制の標準を現行の 40 人から 35 人へ、令和 8 年度の中学 1 年生から順次、2 年生、3 年生と段階的に引き下げるものでございます。

事業の概要、内容につきましては、学級数増加に伴い、新たな学級の運営に必要な電子黒板や無線アクセスポイント等の情報機器を整備し、円滑な教育環境を確保するものでございます。

なお、令和 8 年度予算につきましては、6 学級の増加を見込んだ整備予算を計上いたしております。

○石川委員

予算資料のほうを見ますと、財源は全て一般財源からということですが、事業費の内訳についてお尋ねします。

○教育総務課長

予算の内訳としましては、6 学級の増加に必要な事業費となりますが、それぞれの学級に電子黒板や無線アクセスポイント、指導者用タブレット端末など、備品購入費といたしまして、428 万 4 千円、また、無線アクセスポイントの設定委託料としまして、25 万 3 千円を計上し、合計で 453 万 7 千円を計上させていただいているものでございます。

○石川委員

確認させていただきますが、国や県からの支出はないという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

こちらの 35 人学級整備はソフト対策事業という面の側面を持っておりまして、この事業費については国の支援はございません。

○委員長

次に、231 ページ、社会教育総務費、職員給与費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料 139 ページの説明をお願いします。

○生涯学習課長

資料要求のございました資料につきましては、139 ページに掲載しておりまして、平成 29 年度から令和 8 年度の地域活動指導員の配置実績と予定につきまして、施設別の配置人数を年度別に記載しております。

令和 8 年度の配置につきましては、全員、会計年度任用職員として雇用し、令和 7 年度と同様に、穂波交流センターでは 3 名、筑穂交流センター、庄内交流センター及び颯田交流センターの 3 センターが各 2 名、立岩人権啓発センターでは、生涯学習課所属 2 名及び人権・同和政策課所属の 1 名の合計 3 名、全体では 12 名を配置予定としております。

また、令和 8 年度の各施設の業務別の配置人数につきましては、表の一番下部の欄に記載しておりまして、表の下に記載しております、福岡県地域活動指導員設置要綱の第 4 号及び第 5 号の業務別に区分して記載しております。全体では、表の右下に記載しておりますが、主な業務として、第 4 号の業務に携わる者 6 名、第 5 号の業務に携わる者 4 名、第 4 号と第 5 号の兼任が 2 名となっております。

○川上委員

解放子ども会の担当は 3 号ですか。

○生涯学習課長

解放子ども会に関する業務を行っておりますのは、第4号の該当する指導員でございます。

○委員長

次に、234ページ、社会教育総務費、その他の社会教育総務費について、金子委員の質疑を許します。

金子委員、質問時間が5分切っておりますので、よろしくお願いします。

○金子委員

予算書234ページ、社会教育総務費の生涯学習ボランティアネットワーク事業費について質問いたします。生涯学習ボランティアとしてご活動されている方々に対する謝礼金が373万7千円、予算計上されておりますが、ボランティア1人当たりの単価をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

今回、生涯学習ボランティア等の謝礼金といたしまして、373万7千円の予算を計上しております。その積算に関しまして、ボランティア謝礼金の単価を1人1回、3時間当たり1500円としております。

○金子委員

1人1回、3時間当たり1500円と言われましたが、この単価は、いつ、どのように決定されたのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

この学習ボランティアに関する事業につきましては、現在の飯塚市合併前から各自治体で行われていた事業でもありまして、合併を機に、現在の1500円という単価の設定となっております。

○金子委員

20年ぐらい変わっていないということだと思います。

では次に、このボランティアで派遣されている方々はどのような活動内容をされているのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長

生涯学習ボランティアは、学校、交流センター、こども園等から依頼された活用内容に合わせて、その内容の活動に携わることを希望している方にご連絡いたしまして、派遣を決定し、活動いただいております。

その主な活動内容につきましては、学校からの書道、手話等の授業の指導、茶道等、クラブ活動の指導並びに不登校支援、交流センター等からの講座等での指導、こども園等からのダンス、英語の歌と絵本の読み聞かせなどがございます。

○金子委員

では次に、予算金額からすると、かなり多くの方がご活動されていると推測されますが、このボランティア派遣について、どのくらいの方にご活動されているのか、近年の派遣件数の状況をお尋ねいたします。

○生涯学習課長

ボランティアの派遣件数につきましては、延べ件数になりますが、令和5年度が1826件、令和6年度が1745件、令和7年度が1月末までの状況でございますが、1738件となっております。

○金子委員

先ほど、これまで生涯学習ボランティアの方々にご協力いただいていた学校における不登校支援に関する活動については、令和8年度から学校教育課のほうで校内教育支援センター運営事業において取り組んでいくということをお聞きいたしました。そういう取組には大変期待しているところでございますが、それ以外の従来の生涯学習ボランティアの活動についてはどの

ように取り組まれているのか、お答えください。

○生涯学習課長

生涯学習ボランティアに関しましては、多岐にわたり、施設側からもご依頼、ご要望があり、ボランティアの派遣件数も１８００件程度と多数ございます。

ただいまお話がありましたように、不登校支援に係る活動を本事業とは分離して事業運営をするなど、ボランティアの方々をお願いする内容やその頻度は適切なものかどうか、そういったことを見極めながら、事業内容の精査を行っているところでございます。

限りある財源の中で、効果的、効率的かつ持続的に事業を運営できるように取り組んでいきたいと考えております。

○金子委員

限りある財源の中で、効果的、効率的かつ持続的に事業を運営できるように取り組むことは大変重要なことだと考えます。その上で、本市は行政と市民との協働のまちづくりを進めています。その観点で見ると、この事業は地域を支えてくださっているボランティアの皆さんのご厚意、ご尽力に支えられている状況ではないかなと考えます。

先ほど学習ボランティアの質問でも申し上げましたが、人件費が上昇し、さらにガソリン等も高騰している中、２０年間変わっていない３時間で１５００円という金額は、見直しの時期が来ているのではないのでしょうか。内容によっては、打合せ準備などにも時間を要するものもあると考えます。持続可能な事業とするためにも、ボランティア単価の見直しの検討をお願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に、２３６ページ、２３７ページ、公民館費、コミュニティセンター施設管理事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

２３６ページ、公民館費、コミュニティセンター施設管理事業費について、質問します。今年度、イイヅカコミュニティセンターは大規模改修工事を実施されましたが、改修内容については、経年劣化している設備等の老朽化対策が主な内容とお聞きしています。

今回、改修工事を行ったことで、これらのランニングコストにも変化があるのではないかと考えますが、燃料費や光熱水費等についてはどのように見込まれていますか。

○生涯学習課長

イイヅカコミュニティセンターは施設の老朽化に伴い、令和７年５月から令和８年１月末まで大規模改修工事を実施してまいりました。主な改修は、老朽化対策として、空調設備や電気設備、機器類の更新、トイレの全面改修等を行っております。今回の改修で機器類の更新や照明器具を一部ＬＥＤに変更、交換するなどしておりますけれども、現時点では、具体的な変化量は不明確でございまして、今後、燃料費や光熱水費等の削減につながるのではないかと考えているところでございます。

○石川委員

それでは、燃料費、光熱水費、維持補修費について、過去５年間の実績と令和８年度予算の比較をご説明ください。

○生涯学習課長

令和７年度につきましては、改修工事を実施している期間ですので、例年と大きく経費が異なっておりますので除外しまして、令和３年度から６年度の決算額と令和８年度の予算額をお答えいたします。

まず、燃料費につきましては、令和３年度から６年度まで順に、４１５万３千円、４９６万１千円、４９０万７千円、５３１万円とほぼ毎年増加しています。また、令和８年度は５１５万３千円で、令和６年度からは１５万７千円の減額となっております。

次に、光熱水費ですが、令和3年度から6年度まで順に1177万9千円、1635万2千円、1727万円、1668万1千円と、こちらもほぼ毎年増加しております。また、令和8年度は1799万2千円で、令和6年度より131万1千円の増となっています。

次に、維持補修費ですが、令和3年度から6年度まで順に、200万6千円、352万6千円、104万1千円、116万9千円と、年度によってばらつきがございます。令和8年度は150万円となっております、令和6年度より33万1千円の増となっておりますが、大規模改修で実施できなかった設備の故障等に対応するための予算を計上しているところでございます。

○石川委員

機器等の更新で燃料費や光熱水費の削減につながるのではないかと回答がありましたが、ただいまの説明では、光熱水費が上がっています。理由をお尋ねします。

○生涯学習課長

今回の燃料費、光熱水費につきましては、過去の使用料の実績から令和8年度の費用を算出しております。その算出におきましては、照明器具を一部LED化したことにより設備等の改修効果が期待できる部分もございますけれども、市民交流プラザのコミュニティセンターへの移転があるなど、年間を通じて、電気、照明、冷暖房等を使用する部屋が増えるのではないかと推測もありますので、コミュニティセンター全体の使用料としては増加するのではないかと見込みを立てまして、光熱水費が増額となっているところでございます。燃料費、光熱水費等のランニングコストにつきましては、今後、その状況の推移を注視しながら検証を行ってまいりたいと考えています。

○石川委員

今後の課題や計画はありますか。あれば教えてください。

○生涯学習課長

今回の大規模改修では、LEDへの改修や各学習室の内装工事、エレベーターの更新、外構工事など、一部実施に至っていない工事等がございます。利用者の方に快適な学習環境を提供するために、また、コストダウンや持続可能な施設運営のため、今後、必要な改修等を精査し、実施に向け計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石川委員

改修工事に多額な費用がかかるため、全てを実施することは難しいと分かりますが、照明器具についてはLEDにすることでランニングコストを大きく抑える効果があると考えます。また、今後かかる光熱水費のことを考え、早急に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、249ページ、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費について赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の249ページ、予算資料の52ページ、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費、その中の潁田体育施設解体事業費についてお尋ねします。まず、予算額の964万1千円の財源についてお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

潁田体育館施設解体事業費964万1千円の財源につきましては、全て一般財源となっております。

○赤尾委員

全てが一般財源ということですね。

では、次に、この予算の事業内容についてお尋ねします。

○スポーツ振興課長

本事業につきましては、飯塚市総合体育館の開設に伴いまして機能集約し、令和元年10月に廃止しました旧穎田体育館、旧穎田武道館及び平成20年4月に廃止しております旧穎田町民プール、これらを解体するための設計委託事業となります。

これに併せまして、当該敷地に隣接しております旧穎田児童館、これらも一緒に解体をすることで設計委託に含まれております。その総額が964万1千円となっております。

○赤尾委員

本市の方針として、用途廃止した施設の売却の場合は、現状有姿の売却が基本になっていると思うんですが、なぜ、この旧穎田体育館の施設は解体を実施して売却するのか、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

質問委員の言われますとおり、現状有姿による売却で検討を進めてまいりました。

このたびの施設の解体費の予算計上に至る経緯といたしましては、総合体育館建設の際に、公共施設等適正管理推進事業債を活用しておりますが、この統廃合した施設を除却または売却することが条件となっております。その期限が令和10年度末となっているところでございます。これまで売却に向けまして、サウンディング調査を令和4年、令和6年と2度行っておりますが、参加申込みもなく、売却の見込みが立っておりません。

その要因といたしましては、土地の価格を解体費用が大きく上回ること、事業者にとって採算が取れない物件であることだというふうに考えております。

この事業につきましては、単なる取壊しというわけではなくて、将来の管理コストを削減しまして、公共施設の最適な配置を実現するための必要な措置として、財政支援の活用要件に基づき、令和10年度末までの完了を目指して計画的に事業を進めることとしております。

○赤尾委員

先ほどの答弁で、解体する施設は、体育館、武道館、プールと併せて児童館を解体するようになっておりますが、スポーツ施設に児童館の解体も含まれていることについての説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

今回、解体対象としております旧穎田児童館は、こども未来部、こども家庭課の所管施設ではございますが、旧穎田体育館、武道館、プールと隣接しております。これらスポーツ施設と一体的に管理運用されてきた経緯がございます。そのため、次の3つの理由から、一括して解体工事を行う予定で進めていこうというふうに考えております。

まず1点目ですが、旧穎田児童館がスポーツ施設と構造的に一体もしくは非常に近接しているため、旧穎田児童館のみを残して解体することが非効率であるということ。

2点目が、周辺の施設を一斉に解体することで、施工期間中の安全管理や現場周辺の環境対策を包括的に実施できること。

それから3点目が、このエリア全体の再整備におきまして、スポーツ施設と旧穎田児童館跡地を合わせて包括的な土地利用を見込んでいること。

以上の3つの理由から、旧穎田児童館につきましても、全体計画の中で同時に解体撤去する計画として進めていきたいと考えております。

○委員長

次に、249ページ、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の249ページ、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費、健康の森公園市民プールの施設整備費についてお尋ねします。これも予算額2510万円の財源についてお尋ね

します。

○スポーツ振興課長

健康の森公園市民プール改修工事2510万円の財源につきましては、全て一般財源となっております。

○赤尾委員

この予算の工事内容についてお尋ねします。

○スポーツ振興課長

工事内容といたしましては、屋外プールの経年劣化により、プールサイドのコンクリートに生じております凸凹、クラックについて、利用者の安全性を担保するため、主にプール内の利用者が歩いて移動する部分に生じているものを平たんに整えまして、その後、表面に太陽光を反射する遮熱塗料を用いてから塗装を施す工事でございます。

これにより、真夏の炎天下において、コンクリートの表面温度上昇の抑制、はだしで歩いた際の暑さ等を軽減いたしまして、けがの防止をすることで、快適にプールサイドを移動できるようにするものでございます。

○赤尾委員

要は、プール内の通路の表面がちょっと不具合があると。そこを補修しますよと。併せて、近年の猛暑による表面温度の対策も同時に行いますよってということだろうと思いますけど、改修範囲は屋外の全ての通路になるのかどうか、簡単でよろしいのでご説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

屋外プールの利用者が着替えを済ませまして、管理棟から屋外プールへの出入口、そこから幼児用プール、それからウォータースライダーや流水プールを含めまして、利用者が歩く範囲を中心に改修するものでございます。

概算となりますが、約1454平米においての工事となります。よって、屋外プール敷地内の全てということではございませんが、利用者が安全に移動できるよう整備するものでございます。

○赤尾委員

工事内容は分かりました。

この屋外レジャープールの利用者数について説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

コロナ禍以降に再開いたしまして、それ以降の分についてということで答弁をさせていただきたいと思います。令和4年度につきまして1万7427人、令和5年度2万3823人、令和6年度が3万328人、令和7年度が3万3651人と年々増加しております。

○赤尾委員

今の答弁で、利用者数が年々増加傾向にあると。この建物も、結構、経年劣化が進んで老朽化もしておりますので、今後、全ての不良箇所を対象とした改修工事の計画をご検討いただきますようお願いいたします。

○委員長

次に、250ページ、251ページ、学校給食費、学校給食事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料144ページの説明をお願いします。

○教育総務課長

提出資料144ページをお願いいたします。学校給食調理業務について、平成24年から現在までの状況を表示いたしております。まず、左の列に学校名、上段に契約期間と年度を表示いたしております。また、表中には、上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名を表示

いたしております。

各学校調理場の委託につきましては、平成23年度以降、自校式の給食調理施設の整備に伴い、順次進めており、現在、市内小中学校29校のうち25校について、中学校区ごと9地区に分けて委託をいたしております。なお、筑穂地区の4校については自校式を継続いたしております。

○川上委員

145ページ、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料の説明のほうは144ページ、また145ページと関連で同じく146ページまで続いて、3枚とも説明の内容については同様でございます。

○川上委員

シダックス大新東とありますけど、正式名称は。

○教育総務課長

正式名称につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、こちらは九州・沖縄支店でございます。

○川上委員

児童センター、児童クラブを委託する相手と同一会社ですか。

○教育総務課長

同一でございます。

○川上委員

この会社の比重、配食数との関係で、何割ぐらいになりますか。

○教育総務課長

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。令和7年度時点で全体の委託契約が結ばれておりますので、令和7年における数字で答弁させていただきます。給食委託した全体の給食の予定数は1万320食、これに対しましてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託しました学校区の給食予定数は2200食となり、全体の21.3%となります。

○委員長

次に、252ページ、学校給食費、学校給食賄材料費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この間の推移を伺います。

○教育総務課長

推移につきましては、資料のほうを提出させていただいております。資料の8ページをお願いいたします。

学校給食費に係る保護者負担の推移、過去5年間の資料でご説明させていただきます。表中、横に伸びました折れ線グラフを御覧ください。こちらは、令和2年度から令和6年度までの小中学校分を合わせた学校給食賄食材費の決算額を表示いたしております。令和2年度は4億7908万2810円、令和3年度は5億211万1820円、令和4年度は5億802万8008円、令和5年度は5億5319万2001円、令和6年度は5億8086万7712円となっております。

次に、縦に伸びた棒グラフにつきましては、上段が小学校分、下段が中学校分となり、同じく令和2年度から令和6年度までの小中学校を合わせた現年度分の給食費負担金、保護者負担額の実績を表示いたしております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により休校等になったことが影響し、保護者負担金及び学校給食賄材料費の決算額は減少しておりますが、それ以降の食材費に係る費用は、右肩上がりにより上昇傾向が続いております。特に、令和5年度以降は急激な物価上昇等の影響から、給食費負担金との差額は大きくなっている状況でございます。

ます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについて、総括質疑として保留した分を除き、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:39

再 開 13:40

委員会を再開いたします。

次に、「歳入」の質疑に入ります。「歳入」についての質疑を一括して許します。

初めに、質疑通告されております18ページ、道祖委員は2つ取下げでございますので、23ページ、民生費負担金、児童福祉費負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料6ページ、説明をお願いします。

○保育課長

提出をいたしております保育所に係る保護者負担の推移（5年間）について、ご説明をいたします。公立、私立及び広域入所に係る保育所保護者負担金の総額、現年度及び滞納繰越分の合計を表示しております。令和6年度以降は、第2子以降保育料の無償化を実施したことにより、調定額はほぼ半分に減っております。

次に、保育所に係る保護者負担の他市比較一覧をお願いいたします。こちらは令和8年2月26日調査時点におきまして、福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村における保育料を比較したものでございます。比較の基準は、市町村民税所得割額19万8千円の世帯の1歳児、第1子、標準時間利用の1日最大11時間利用する場合で保育料を記載しております。

○委員長

次に、24ページ、民生費負担金、児童福祉費負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料8ページの説明を求めるんですけども、先ほど説明は終わったんですね。

○教育総務課長

8ページのほうの負担金の関係につきましては、説明を終わらせていただいております。

○委員長

次に、川上委員より質疑通告がっております総務使用料、人権啓発センター使用料につきましては、総括質疑で行いたいと思います。

次に、川上委員から質疑通告がっております26ページ、土木使用料、市営住宅使用料につきましても、総括質疑で行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、28ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料12ページ、説明をお願いします。

○環境対策課長

資料12ページ、ごみ処理手数料、処理費用に対する割合の推移について説明させていただきます。資料の上段に、過去5年分のごみ処理費とごみ処理手数料を計上し、その割合を記載しております。下段に推移状況を比較するため、グラフを記載させていただいております。

次に、資料13ページ、ごみ袋に係る住民負担の他市比較について説明させていただきます。資料は令和8年2月27日時点のもので、県内18市及び桂川町のごみ袋料金の状況を掲載さ

せていただいております。表は、各自治体のごみ袋、大・中・小の容量、10枚、1巻の税込み価格単価及び1リットル当たり単価を示させていただいております。また、下段には、各自治体の平均値と本市の同容量の自治体の平均価格及び本市以外で同容量の自治体の平均価格を上げております。

本市のごみ袋代としましては、同容量の平均とほぼ同額となっており、全体的にもおおむね平均的な額となっております。

以上、簡単ですが、資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長

次に、52ページ、53ページ、財政調整基金繰入金、かんがい施設整備基金繰入金、宿泊税交付金基金繰入金について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書52ページ、予算資料6ページの財政調整基金繰入金、かんがい施設整備基金繰入金、宿泊税交付金基金繰入金、これの各繰入金の内訳についてお尋ねします。財政調整基金繰入金、かんがい施設整備基金繰入金、宿泊税交付金繰入金について、それぞれの基金の特徴を説明してください。

○財政課長

基金の特徴というただいまのご質問ですけれども、財政調整基金は、市財政の各年度間における財政調整のための資金として設置しているものでございます。

次に、かんがい施設整備基金は、かんがい施設の維持管理費及び改良費の財源に充てることを目的として設置している基金でございます。

最後に、宿泊税交付金は、観光振興を図る事業の財源に充てることを目的として設置している基金でございます。

○赤尾委員

本年度予算では、かんがい施設整備基金繰入金が7626万円、宿泊税交付金繰入金が1645万4千円計上されていますが、これらの財源を充てている事業名について説明をお願いします。

○財政課長

まず、かんがい施設整備基金につきましては、かんがい施設の維持管理費及び改修費用といたしまして、農業施設管理運営事業費、各所新設改良事業費に充当しております。

また、宿泊税交付金につきましては、観光地域づくり法人の設立及び運営に係る費用を補助するため、観光地域づくり法人補助事業費に充当し、観光振興に活用してまいります。

○委員長

次に、58ページ、雑入、児童クラブ利用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料15ページ、説明をお願いします。

○学校教育課長

児童クラブ利用料の他市比較資料についてご説明します。資料15ページをお願いいたします。令和8年2月末現在の児童クラブ利用料及び延長利用に関しまして、飯塚市、近隣市及び県内の人口10万人前後の市、合わせて10市の現状をお示ししております。

本市の児童クラブ利用料は、児童1人につき月額4千円、延長利用料は30分で月額500円、60分で月額1千円となっており、直近5年間での変更はございません。

資料に掲載している10市での比較となりますが、利用料月額の平均は5448円、延長利用料は実施しております8市の平均は2千円となっております。本市はいずれの利用料区分におきましても、平均以下の利用料となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

次に、同じく５９ページ、雑入、予約乗合タクシー運賃収入額納付金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料１６ページ、説明をお願いします。

○地域公共交通対策課長

資料１６ページに提出させていただいております「予約乗合タクシー・コミュニティバス・エリアワゴンの運賃収入の推移（５年間）」について説明させていただきます。交通機関別に、令和４年度から令和８年度までの運賃収入を記載した表になっております。令和４年度から６年度までは実績、令和７年度は予算現額、令和８年度は当初予算額の数字となっております。各年度の合計で申しますと、令和４年度が１２５０万８２００円、令和５年度が１２７５万９６００円、令和６年度が１３３１万３９００円、令和７年度は見込みになりますけれども１３７４万３千円、令和８年度は当初予算額として１４１６万円となっております。

利用者数につきましても、各年度ごとに記載をさせていただいておりますけれども、利用者数は年々増加傾向にあります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑はないようですから、「歳入」について総括質疑として保留した分を除き、質疑を終結いたします。

次に、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を一括して許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑はないようですから、「継続費」、「繰越明許費」、「債務負担行為」、「地方債」についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 １３：５１

再 開 １３：５９

委員会を再開いたします。

次に、総括質疑に入ります。質疑事項一覧表にて最初に、「人権同和関連予算について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず資料１１ページ、説明をお願いします。

○住宅課長

追加資料１１ページの「市営住宅の管理と使用料収納の一覧が分かるもの」について説明いたします。資料中の上段の表は、過去５年間の市営住宅の管理戸数及び空き家の状況の推移となっており、住宅管理戸数はこの５年間で５１戸減少し、令和６年度末時点で４３０６戸となっております。

管理状況につきましては、直近決算の数値であります。令和６年度で４３０６戸のうち入居戸数は２７２１戸、空き家は１５８５戸となっております。空き家の内訳につきましては、今後、用途を廃止し解体を予定している公募停止中の住宅が５４６戸、住戸の修繕後に公募ができる住宅が１０１１戸、損傷が激しく補修が不可能と判断した住宅が２８戸となっております。

続きまして、下段の表、住宅使用料の収納実績推移は、過去５年間の住宅使用料の収納実績を現年分と滞納繰越分に分けて記載をしております。徴収率の推移につきましては、右端の

「徴収率B」で示していますが、令和6年度につきましては、現年度分徴収率が前年度比で0.89ポイント、滞納繰越分につきましても0.83ポイントと、いずれも上昇しております。

また、各年度の右横に記載されている数字につきましては、入居戸数となっております。令和2年度におきましては3097戸であった入居戸数は、令和6年度末には2721戸まで減少をしております。

市営住宅の使用料につきましては、入居世帯の収入に応じて算定されるため、年間の使用料に多少の増減がありますが、主な減収の要因としましては、入居戸数の減少による影響が大きいと考えられ、現年度分の住宅使用料調定額を令和2年度と令和6年度で比較しますと、5203万2900円の減少となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の概要と市営住宅運営状況の説明となります。

○川上委員

このうち、部落解放同盟の了解がなければ空き家を公募しない状況の是正はどうなっていますか。

○住宅課長

旧地域改善向け住宅として取り扱っている住宅につきましては、現在19団地309戸が残っております。これらの住宅につきましては、同和対策事業の一環で整備したものであり、その設置目的に照らした運用を行ってまいりましたが、地域コミュニティの形成が整ったこと、また、今後における市営住宅全体の効率的な運用を図る観点から、これまでの経緯や入居者及び入居ニーズを踏まえ、関係団体と建設的な協議を現在継続して進めているところでございます。

○川上委員

是正のめどはどうでしょうか。

○住宅課長

現在、前向きに善処していくということで、今、話し合いをしておりますので、なるべく早い時期にここは解決していきたいというふうに考えております。

○川上委員

直ちに速やかに定期公募に間に合うようにしてもらいたいと思います。

それから、人権同和関係の資料を出していただいておりますので、一連の説明を求めます。

○人権・同和政策課長

資料の147ページ、人権同和関連予算の総括表からご説明をいたします。まず、資料の上段の歳入ですが、使用料及び手数料については、立岩、穂波、筑穂の人権啓発センターの貸し館による収入など、県支出金につきましては、各人権センターで実施しているデイサービス事業及び相談事業などに対する県補助金。諸収入につきましては、各種講座参加者負担金などになります。

次に、下段の歳出でございますが、報償費につきましては、人権啓発センターの施設管理作業員謝礼金や、各種講座の講師謝礼金。旅費につきましては、研修の際の旅費など。需要費につきましては、人権啓発センターの光熱水費、維持補修費など。役務費につきましては、デイサービス事業に関わる講師派遣手数料など。委託料につきましては、施設設備の保守点検業務委託料など。使用料及び賃借料につきましては、バス借上料、複写機借上料となっております。工事請負費につきましては、各所改修工事。備品購入費につきましては、清掃用ブロアー、プリンター複合機などの購入費用。負担金補助及び交付金につきましては、隣保館運営協議会負担金、人権擁護委員、協議会補助金、部落差別解消推進団体補助金。償還金利子及び割引料につきましては、前年度に預かった個人貸付けの県への返済分となっております。

次に、148ページの上段の歳入でございますが、県支出金につきましては、人権啓発推進事業などに対する県補助金となっております。

下段の歳出でございますが、報償費につきましては、各種事業の講師謝礼金。旅費につきましては研修の際の旅費など。需用費につきましては、印刷製本費など。役務費につきましては、通信運搬費、手話通訳派遣手数料など。委託料につきましては、人権啓発事業委託など。使用料及び賃借料については、印刷機借上料など。備品購入費につきましては、啓発用DVDの購入費用など。負担金補助金及び交付金につきましては、人権同和教育研究協議会補助金などとなっております。

続きまして、資料の33ページ、「部落差別解消推進団体の認定基準と当該団体一覧及び2006年度以降交付実績、予算書と決算書」をお願いいたします。この33ページには、部落差別解消推進団体の認定基準として、飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱の抜粋を記載しております。

34ページには、該当団体に対する2006年度以降の年度ごとの交付実績を記載しております。なお、令和7年度は予算額、令和8年度は予算計上額となっております。これまでの補助金の合計額につきましては、資料の合計金額となりますので、実績の額となりますが、部落解放同盟が5億5077万3823円、全日本同和会が5908万6105円、合計が6億985万9928円となっております。

次に、資料の135ページをお願いいたします。人権教育・啓発実施計画の策定についてご説明をいたします。この資料につきましては、人権教育・啓発実施計画の策定の経過と予定が分かるものとして、資料の左には経過、右には予定を記載しております。

本市では、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、平成22年に飯塚市人権教育・啓発基本指針を策定し、平成23年には飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定しております。その後、人権を取り巻く環境の変化や、個別の人権問題の解決に向けた法整備を踏まえまして、基本指針や実施計画の見直しを行い、今日に至っております。今回の第4次飯塚市人権教育・啓発実施計画の策定につきましては、令和6年度に実施した人権問題市民意識調査で明らかとなった、市民意識の現状や変化、また、課題や成果を基に、第3次実施計画の見直しを行い、改定をするものでございます。

次に、資料の136ページ、人権啓発事業委託料について、関連資料について説明をさせていただきます。136ページにつきましては、人権啓発事業委託の内容、委託料の内訳及びメンバー推移、過去10年間分となっております。

事業委託の内容につきましては、人権啓発事業、相談事業、人権啓発支援事業、その他事業となっております。

右の表には、委託料の内訳として、賃金、共済費、諸経費、事業費、消費税がその内訳となっております。

下段には、委託料の推移として、平成28年度から令和8年度までの予算額を記載しております。

137ページには、メンバーの推移について、平成28年度から令和7年度までの理事、監事を上段に、啓発推進委員を下段に記載をしております。

説明は以上となります。

○川上委員

部落解放同盟の補助金の累計額は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟の令和6年度までの交付税実績としましては、5億1277万6823円となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:13

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○川上委員

今回予算を入れるとどうなりますか。

○人権・同和政策課長

令和8年度までの予算を含めると、5億5077万3823円となっております。

○川上委員

同様に、全日本同和会はどうでしょうか。

○人権・同和政策課長

5908万6105円となっております。

○川上委員

合わせたものはどうなりますか。

○人権・同和政策課長

これを合わせると6億985万9928円となっております。

○川上委員

この際ですから、資料を説明していただきましたNPO人権ネットいづかなんだけど、今回予算までで委託料の累計は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

人権ネットいづかの委託料につきましては、令和8年度予算まで含めまして、8億8486万1千円となっております。

○川上委員

資料の134ページですけれども、令和7年度第53回部落解放研究集会の講師に組坂繁之さんの記載があります。講師に選んだ理由は。

○人権・同和政策課長

講師の選定につきましては、所管課によりまして複数の方を講師の候補として人権教育・啓発推進協議会のほうに提案をいたしまして、協議を受けて決定しているところでございます。

令和7年度、組坂氏を講師としてお願いした理由としましては、世界情勢として、人権が注目をされていることから、反差別国際運動代表理事として役職をされておりますので、その視点からのお話を頂いたものでございます。

○川上委員

部落解放同盟ではどういう役職にありますか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟におきましては、福岡県連合会執行委員長となられております。

○川上委員

講演記録を資料要求しておりましたが、出ておりません。なぜですか。

○人権・同和政策課長

講師の方がお話をされた内容につきましては著作物とされており、著作権法で保護をされております。この各講師には講演をしていただく前に、録音の可否について確認をいたしておりますが、講演の際に録音が認められていないことから、講師がお話しされた内容については記録を作成しておりません。

○川上委員

講演料、講師料は税金から出ているわけですから幾らですか。

○人権・同和政策課長

資料としまして129ページに資料を提出させていただいております。その中で、令和7年度、組坂氏にお願いした際には、35万円をお願いしております。

○川上委員

部落解放同盟の補助金のうち人件費はどれぐらいを占めますか。

○人権・同和政策課長

令和８年度当初予算で説明をさせていただきますと、約３２％となっております。

○川上委員

前年度はどうですか。

○人権・同和政策課長

前年度、令和７年度当初予算におきましては、約４１％となっております。

○川上委員

その前はどうか。

○人権・同和政策課長

申し訳ありません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

人件費名目になってないお金が役員にわたっていることがあります。そのお金はどのくらいになりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １４：２２

再 開 １４：２５

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

申し訳ございません。その分を積み上げた資料は持ち合わせておりません。

○川上委員

後で出してください。

それで、専従役員、書記長は全額税金で賄っていると、給与、人件費を出しているってことなんですけど、現在、専従書記長はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

書記長につきましては、令和７年度は不在となっております。

○川上委員

役員体制の推移を教えてください。

○人権・同和政策課長

組織の体制についてご説明をさせていただきます。令和７年度につきましては、委員長が１名、副委員長が１名、財務委員長が１名、執行委員が８名、会計監査が３名、高齢者部長が１名、女性部長が１名、青年部長が１名となっております。

○川上委員

令和８年度予算の段階での見込みの役員の状況はどうですか。

○人権・同和政策課長

令和８年度の予算上の見込みとしましては、委員長１名、副委員長１名、書記長１名、財務委員長１名、執行委員８名、会計監査３名、高齢者部長１名、女性部長１名、青年部長１名で想定しております。

○川上委員

補助金が前年度から減額しています。内容と経過の分かる資料がありますか。

○人権・同和政策課長

補助金減額に関する内容と経過という資料は提出ができます。

○川上委員

取り計らいをお願いします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：28

再 開 14：29

委員会を再開いたします。

資料がサイドボックスにて掲載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

○川上委員

説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

追加資料の補助金減額に関する内容と経過について、ご説明をいたします。部落解放同盟との補助金見直しに関する協議記録となっております。

令和7年11月12日、市協の執行委員会において、飯塚市側から市民協働部長、市民協働部次長、人権・同和政策課長が出席しまして、市としては、令和6年度以降の市協の組織運営において、組織強化による役員の負担軽減もあったのではないかと判断の下、令和8年度補助金について、人件費に関する補助金の減額について検討の申入れを行っております。

令和7年12月24日、伊岐須会館において、相手側は市協の執行委員長、副執行委員長、財務委員長、市側は市民協働部長、市民協働部次長、人権・同和政策課長が、専従役員の人件費見直しによる減額の内容について協議を行いました。

令和8年1月7日、本庁5階北会議室において、相手側は市協の副執行委員長、財務委員長、市側は、市民協働部次長、人権・同和政策課長が、市協の現体制を維持しながら、専従役員の人件費を見直すことについて、理解のほうを得ております。

令和8年1月14日におきましては、本庁3階北会議室において、相手側は市協の執行委員長、副執行委員長、財務委員長、市側は、市民協働部部長、市民協働部次長、人権・同和政策課長が、市協から専従役員の人件費を見直すことにより、補助金を272万3千円減額することを提示され、市としてその提案を受け入れたものでございます。

○川上委員

この減額分の内訳、根拠を教えてください。

○人権・同和政策課長

減額の内訳につきましては、減額のうち、支部の会員数変動に伴う支部活動費等が14万6千円の減額、残りの272万3千円につきましては、専従役員の人件費見直しによる減額となっております。

○川上委員

その専従役員の人件費の見直しのところを詳しくお願いします。

○人権・同和政策課長

令和7年度現在の市協の補助対象経費のうち、専従役員に係る人件費が、先ほどもご答弁しましたとおり、約40%と大きくウエイトを占めておりました。この専従役員の人件費に関して長く見直しが行われておりませんでした。

市協では、令和6年に支部統括を廃止され、各支部を市協の直轄とすることによって組織の強化が図られております。この組織強化による役員の負担軽減も考慮して、役員、専従役員人件費の減額ができないものかと、市協に対して市のほうから協議を持ちかけたものでござい

す。市としましては、専従役員に関する人件費を総額で3割程度の減額を打診しておりました。最終的には市協側から内容を検討され、専従役員に係る人件費272万3千円の減額を提示され、市としてその提案を受け入れたものでございます。

専従役員人件費のうち、何がどれだけ減額になるかにつきまして、詳細につきましては、市協の中で、今後詰められて、来年度総会に、定期大会に諮って決定をされる流れとなっておりますことから、現時点では詳細な内容は把握できておりません。

○川上委員

そんなので税金出せと言うわけですか。

○人権・同和政策課長

市としましては、市協の補助金に対する専従役員に関する人件費の削減を申し入れまして、それに対して市協側からの提案を受け入れて、補助金の額の算定を決定したものでございますので、補助の対象経費として必要なものと考えております。

○川上委員

要するに、向こうは言わないし、あなた方は知りたくないということですか。

○人権・同和政策課長

最終的には市協側の体制の見直しが行われて、その内訳が決まってまいりますので、現在のところ市のほうでは把握できていないという状況でございます。

○川上委員

市長、山根委員長に聞いたらどうなんですか。この数字の意味を教えてください。

○市民協働部長

先ほど来、担当課長が答弁いたしております人件費につきましては、専従の人件費272万3千円の減額という形で、最終的には予算を要求させていただいております。市の設計としましては、先ほど申しましたように3割程度の減額という形で協議を行っております。最終的にその詳細につきましては、組織のほうで、我々、市として受け入れました272万3千円減額のところで、今からそこら辺の詳細を詰めていくという段階であると思いますので、先ほど担当課長が答弁しましたように、総会の中でそういうのがお示しされるということで認識しています。

○川上委員

こんな予算計上の仕方がありますか。あり得ないでしょう。ちょっと後でまた言いますけど。人権教育・啓発実施計画策定委員報酬の説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

実施計画策定委員会につきましては、飯塚市人権教育・啓発実施計画策定委員会を設置いたしまして、総合的で効果的な実施計画を円滑に作成するために、そういった委員会を設置するものでございます。

その委員につきましては、飯塚市人権教育・啓発推進協議会常任委員を充てまして、今後設置をする予定としております。

この常任委員会につきましては、15名の委員で構成を考えておりまして、市役所内部の関係課所属長10名、その他団体から推薦された方5名で考えておりまして、この委員の費用につきましては、外部委員5名分について計上しているところでございます。

○川上委員

5人の中に部落解放同盟の幹部が入っているんですか。

○人権・同和政策課長

先ほどご答弁をさせていただきましたとおり、飯塚市人権教育・啓発推進協議会常任委員を充てることとしておりまして、その中には部落解放同盟飯塚市協議会のほうからも選出していただいております。（発言する者あり）お1人選出をしていただいております。

○委員長

川上委員、挙手して質問してください。（発言する者あり）川上委員、これとこれとこれを含めて答弁してくださいというふうに言っていただければ、答弁が分かると思いますので（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 １４：４０

再 開 １４：４１

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほどもご答弁しましたとおり、この委員会につきましては、今後、設置をする予定となっておりますので、委員につきましては、どなたが選出をされるということはまだ決まっております。

○川上委員

この件につき、この間の経過説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

この人権教育・啓発実施計画策定に係る経過ということでご説明させていただきます。本計画につきましては、まず、平成６年１２月の国連総会において、平成７年から平成１６年までの１０年間で「人権教育のための国連１０年」とすることが決議をされました。これを受けて、国では、平成９年７月には「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画を策定し、平成１２年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を施行しました。その後、同法に基づいた人権教育・啓発に関する基本計画が策定され、様々な人権問題についての教育・啓発が図られてまいりました。

また、福岡県においても、平成１０年に「人権教育のための国連１０年」に関する福岡県行動計画、平成１５年には福岡県人権教育・啓発基本指針が策定をされました。これらの国の計画や県の指針に基づきまして、本市でも、平成２２年の飯塚市人権教育・啓発基本指針、平成２３年には飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定し、平成２８年に第２次飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定し、人権教育・啓発を総合的に推進してきました。

その後、人権を取り巻く環境の変化や、個別の人権問題の解消に向けた国の法整備を踏まえまして、令和３年３月に基本指針を改定し、令和４年３月に第３次飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定して、人権教育・啓発に取り組んでできているところでございます。

その後、令和６年度に実施しました人権問題市民意識調査で明らかとなった市民意識の現状や変化、また、課題や成果を基に第３次実施計画の見直しを行い、第４次飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定するものでございます。

○川上委員

本市において、同和地区は存在しないという市の見解は、いつ示しましたか。

○人権・同和政策課長

平成３０年３月１３日の平成３０年度一般会計予算特別委員会において答弁しております。

その中では、ここで言う同和地区につきましては、同和対策事業を対象にしたことがある地域ということで判断しておりますので、今、法律がない以上、同和地区はありませんというふうにご答弁しております。

○川上委員

被差別部落も存在しないという、市の見解はいつ示しましたか。

○人権・同和政策課長

令和元年１１月１２日の協働環境委員会におきまして、飯塚市のほうに被差別部落地区というのはいりませんというふうに答弁しております。

○川上委員

人権教育・啓発に関する基本指針やこれまでの実施計画で、同和地区、被差別部落の表現があるか。

○人権・同和政策課長

それらの法律などに、そういった言葉は使われておりません。

○川上委員

関係法ではどうですか。

○人権・同和政策課長

関係法でも使用されております。

○川上委員

市の条例ではどうですか。

○人権・同和政策課長

市の条例のほうにもございません。

○川上委員

この間の市民意識調査のQ&Aではどうですか。

○人権・同和政策課長

これまでの市民意識調査、令和6年度、令和元年度にも行っておりますが、その中では、設問の中で同和地区や被差別部落というような表現のほうを使用しております。

○川上委員

部落解放同盟は同和地区が存在しているという見解ですか。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟のほうには、そのことについては確認しておりません。

○川上委員

部落解放同盟は被差別部落が存在しているという見解ですか。

○人権・同和政策課長

その件につきましても確認しておりません。

○川上委員

人権啓発事業委託料はいつまで出し続けるつもりですか。

○人権・同和政策課長

人権啓発につきましては、現在、委託業務につきましては、人権啓発のできる能力を十分に持ち合わせた職員がいる団体に委託しているところでございます。この人権教育をより確実に遂行するために、現在、研修を推進しているところでございまして、人権啓発事業が必要な期間につきましては、委託につきましても、引き続き、委託を位置づけていきたいと考えております。

○川上委員

この推進員の中に、過去、部落解放同盟の幹部であったもの、あるいは現在そうであるものは、何人ぐらいおられますか。

○人権・同和政策課長

解放同盟の役員の方がどなたかということは把握できておりません。

○委員長

川上委員、把握できていないと。

○人権・同和政策課長

申し訳ありません。答弁のほうを修正させていただきます。役員の方はどなたがいらっしゃるということについてはお答えができません。

○川上委員

町協の幹部だった方、それから市協の幹事だった方が、何年も続けてやられているのを確認していないんですか。

○委員長

川上委員、予算に関わっていますか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:04

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

失礼しました。この中に、当事者団体の方がおられるかということにつきましては、含まれるかということについては、お答えはできません。

また、先ほど答弁のほうを保留させていただいておりました、役員が会議に出席した際に手当などが支払われている金額は幾らかということにつきましては、令和6年度の実績としましては93万7500円を支払われております。

○川上委員

会議のときに出席の手当、日当が出るんだけど、そういうものを含めて幹部に渡るお金は補助金の中で、全体としてどれぐらいかというのを聞いたんですよ。分かるはずだと思います。

それから、このNPOの推進員は部落解放同盟の定期大会が行われる際に、書記長とかそういう任についても差し支えないわけですか。

○人権・同和政策課長

書記長につきましては、専従の役員ということになっておりますので、こちらの推進員と兼務することができないものと考えております。

○川上委員

辞めればいいということですか。

○人権・同和政策課長

先ほどのご答弁のとおりなんですけど、兼ねることはできないというふうに考えますが、辞められればいいというのは、その組織の中で判断されるものと思われま。

○川上委員

この事業には仕様書が出ますけど、これの見直しは検討がありますか。

○人権・同和政策課長

仕様書の見直しにつきましては、令和8年度から見直しをするように、現在、予定しているところでございます。

○川上委員

どういう目的で、何の基準で、どういうスケジュールでというふうにというのをちょっと説明してもらえますか。

○人権・同和政策課長

この仕様書の中身については、現在、令和8年度からの見直しに向けて準備を進めておりますので、令和8年度からは、その仕様書に基づいて実施したいと考えておりますが、現在、まだ決裁のほうは終わっておりませんので、まだお答えすることができません。

○委員長

次に、「人権啓発センター統合事業費について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料149ページから153ページの説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

まず、資料の149ページをお願いいたします。令和5年度から令和6年度にかけて、人権

啓発センター統合事業について、部落解放同盟及び同和会との協議を行った日時、場所、同席者、協議内容を記録しております。

次に、資料の150ページをお願いいたします。こちらの資料につきましては、令和5年12月4日に飯塚市長と部落解放同盟飯塚市協議会執行委員長との間で取り交わした「飯塚市と部落解放同盟飯塚市協議会との確認書」になっております。内容としましては、令和5年7月18日付で市協協議において、人権啓発センター新設について、部落解放同盟と飯塚市で、それ以降の別紙のとおり、協議し、確認したということになっております。その右のページにつきましては、別紙の内容となっております。令和5年7月18日、令和5年度の市協協議の内容となっております。

協議の内容としましては、1点目が、飯塚市人権啓発センターの整備についてということで、各人権啓発センターの現状、整備に当たっての基本理念、整備計画の基本方針、建築計画、スケジュール等について、「飯塚市人権啓発センター整備構想」において計画を進めることとなっております。

2点目につきましては、既存の各人権啓発センターにつきましては、飯塚市人権啓発センター整備構想に基づき、新たな「人権教育啓発相談センター（仮称）」の完了とともに、隣保事業の目的を終了としますということになっております。

3点目の施設の統合の考え方につきましては、人権啓発相談センター（仮称）の完成に伴い、既存の人権啓発センターで実施していた隣保事業を集約し、飯塚市全体の事業として行うこと。隣保館としての目的が終了するが、新たなセンター完了後5年間については、人権団体やまちづくり団体等が地域のコミュニティー活動の活性化に必要であれば、その団体が施設の管理運営することで、飯塚市が無償貸与すること。

次に、人権団体やまちづくり団体については、飯塚市と共に人権のまちづくりに寄与している部落差別解消推進団体、特定非営利活動法人人権ネットいづか、自治会、まちづくり協議会、伊岐須会館管理運営協議会を考えていますとなっております。

次の点につきましては、部落差別解消推進団体である部落解放同盟飯塚市協議会の施設無償貸与の確認において、今後も人権のまちづくりを推進していただくことで、無償貸与の協議に応じますとなっております。

最後に、5年間の必要に応じた無償貸与終了後については、地域での必要が認められる場合、施設運営していた各団体へ無償譲渡します。また、必要が認められない場合、施設を廃止します。

なお、無償譲渡後の管理運営に関する飯塚市からの補助金等は支出しないものとなっております。それ以降、「飯塚市人権啓発センター基本構想（案）」ということで、策定の趣旨、各人権啓発センターの現状、整備に当たっての基本理念、整備計画の基本方針、建築計画が示されておりまして、「人権関係施設整備等スケジュール（案）」では、令和5年度は、実施に関する基本協議（関係団体・市内部・地元自治会等）。整備計画に関する基本合意が成立後、建設予定地確保。予定地確保後、地質調査予算確保。令和6年度は、地質調査完了後、地元説明（自治会等）。地元説明終了後、実施計画予算確保。令和7年度は、実施設計に基づき関係団体と協議。協議完了後、整備に係る予算確保。令和8年度から令和9年度、2か年計画予定は、建設予定地・建物の整備事業開始。令和10年度は、竣工後運用開始となっております。

最後に、無償貸与した場合の管理運営者と市のリスク分担表という構成となっております。

○川上委員

概算事業費は12億円ですか。

○人権・同和政策課長

その当時の想定では12億円ということになっておりました。

○川上委員

その後、変更がありますか。

○人権・同和政策課長

その後、その金額について見直しのほうは行っておりません。

○川上委員

この施設は何に使うんですか。

○人権・同和政策課長

この新たな人権啓発センターにつきましては、飯塚市全体の福祉の向上や人権啓発の市民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととしております。

○川上委員

153ページの右側7ページと書いてある「管理運営者と市のリスク分担表」を見ますと、管理運営者というのがあるんだけど、これを飯塚市長と部落解放同盟の委員長とで覚書を結んだということは、この管理運営者に部落解放同盟になるということを前提としているんでしょうか。

○人権・同和政策課長

この中の協議において、この貸与につきましては、人権団体やまちづくり団体等が地域のコミュニティ活動の活性化に必要があれば、その団体等が管理運営することで無償貸与しますということになっておりまして、その団体ということで決まったものではございません。

○川上委員

地盤調査が終わっています。報告書の内容を説明してください。

○人権・同和政策課長

この地盤調査の結果についてご説明をいたします。まずこの地盤調査の結果、坑道の有無を確認いたしましたが、坑道は確認ができませんでしたが、地層の中に人工的と思われる埋め土が1か所確認をされております。古洞の可能性があるのでございます。

次に、地質についてでございますが、この場所の地質につきましては、ボタを多く含む粘性度や礫質土、埋め土として用いられた埋立地であることが分かっております。また、建物の支持地盤としましては、深さが約10メートルに確認ができますが、地盤の支持地盤の高低には差があり、その差が4メートル程度の起伏が激しくなっていることが分かっております。

また、支持地盤までの埋め土の地層につきましては、地震時の液状化の危険度評価区分が4段階となっておりますが、その中で、液状化の危険度がかなり高いと判断された箇所が点在しております。

また、ボーリング地点ごとに土質構成はそれぞれ異なっておりまして、資料採取を行った地中から検出されたフミン酸含有量もその地点ごとで異なっております。

最後に、配合試験を行った結果でございますが、試験用に採取した3か所の資料を基に、一般的なセメント系固形剤を用いた試験を行いまして、その中では十分な強度の発現がなされております。

○委員長

若干、8年度予算と離れておりますので、お願いします。

○川上委員

この覚書を解消する手続はどういうふうになるんですか。

○人権・同和政策課長

この覚書につきましては、協議した内容を確認したものでございますので、その解消などの手続については考えておりません。

○川上委員

もともとこの覚書は拘束力がないんでしょうか。

○人権・同和政策課長

今後の人権啓発センター統合整備事業に関する協議の内容、確認した内容でございますので、そのようなものはないと考えております。

○川上委員

確認しますけど、拘束力はないと。

○人権・同和政策課長

拘束力はないものと考えております。

○委員長

次に、「飯塚会の会費について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

年間1人3万円は、令和8年度の予算計上はどうなっていますか。

○企画政策室主幹

令和8年度市長・副市長の年会費の予算計上につきましては、「第2款 総務費」、1項総務管理費、1目一般管理費、その他の一般管理費の諸会負担金で計上させていただいております。

○川上委員

教育長は。

○教育総務課長

教育長の予算科目につきましては、「第10款 教育費」、1項教育総務費、2目事務局費、その他負担金、諸会負担金でございます。

○川上委員

副市長は何人分ですか。

○企画政策室主幹

2名分で計上いたしております。

○川上委員

企業管理者分について、病院事業会計のほうに対する一般会計からの補助金の中に入っているという説明がこの間ありましたけど、今年度はどうなんですか。

○企画政策室主幹

先日の経済建設委員会の企業管理者の答弁からいたしますと、病院事業会計補助金に飯塚会会費分は計上されていないものと認識をいたしております。

○川上委員

何かで確認しましたか、出すほうとして。

○企画政策室主幹

企業局の担当課のほうに確認をいたしております。

○川上委員

飯塚会の活動としては、弁当を食べ、飲酒をするだけなんではないですか。

○企画政策室主幹

会の目的が、「会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与すること」ということになっておりますので、そのような活動をなさっております。

○川上委員

規約を読むと、活動の実態は、偶数月のということしかないんですよ。そこで大変なのは、弁当を食べ、酒を飲んでいるというだけなんですよ。ですから、情報交換という具体的な実態は、弁当を食べ、酒を飲むだけということ、それ以外に何かあるんですか。

○企画政策室主幹

先日も一般質問の中で久世副市長のほうから答弁がございました。先ほども申しましたよう

に、情報交換と地域の振興発展に寄与するような活動も行われているものでございます。

○川上委員

私の問を、今、肯定したんですか。

○企画政策室主幹

会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与する活動をされているということで認識をいたしております。

○川上委員

その行為が、具体的には弁当食べ、酒を酌み交わすというだけではないかと。ほかにあるのかと聞いたわけですよ。

○企画政策室主幹

会員の中でお互い情報提供をするというふうな活動をなさっております。

○川上委員

私の言ったとおりだという答弁を繰り返されていると思います。

次に行きます。それで、弁当代、それから酒代を公金で賄うやり方、いつまで続けるんですか。

○企画政策室主幹

この飯塚会は、飯塚市の振興発展のために設置された会でございます。参加会員との関係性も構築できる会でありますことから、公務として出席し、公費で負担をさせていただきたいと考えております。

○川上委員

市長、教育長、副市長がおられます。そういう飲み食いが、地域振興に貢献できた事例を挙げてください。

○企画政策室主幹

先日の一般質問の折にも久世副市長のほうから答弁をいただきました。その中では、いづか街道まつり、そういった開催に当たって、自衛隊のほうとお話をされたりとかということがございますので、そのような情報交換の場としての成果もあるものと考えております。

○川上委員

それは、税金で箱弁を食べて、酒を飲まないといけないことなんですか。

○企画政策室主幹

先ほどの答弁と重なりますけれども、飯塚会につきましては、主に飯塚市における官公署、学校及び団体等の代表者をもって組織されており、会員相互の情報交換並びに融和を図るとともに、地域の振興発展に寄与することを目的としたものであります。公務といたしまして市政発展の活動をしておりますことから、これまでと同様に今後も公費で対応したいと考えております。

○川上委員

先ほどありました企業管理者が経済建設委員会で行った答弁、確認しているということだったので、ちょっと読み上げて紹介してください。

○企画政策室主幹

企業管理者の答弁でございますが、令和8年3月11日開催の経済建設委員会におきまして、「これは私の独断で、令和7年は予算を計上しておりまして、ただ令和6年度末辺りになりますが、飯塚会の規約の第2条の目的にある情報交換と融和を図ってということがありますが、企業局といたしましては、水道と下水道、インフラ整備関係の事業と、市立病院もやっておりますが、なかなか当初、平成31年4月に加入して以降はですね、なかなか会員の方々への情報提供や情報収集等の活動を活発に行われておったんですが、6年経過した時点で、少しずつ企業管理者としてはですね、企業管理者としてはなかなかそこら辺の情報がうまくいってなか

ったので、どうしようかと考えておまして、ひとつ退会することも考えの中にはあったんですが、6年間築いてきた人間関係もありましたし、6年から7年にかけて継続しての情報提供なり交換がありましたので、私としては7年度です、もうこれは組織人としてまずかったと思いますが、市長に報告も相談もせずに、独断で自費での参加を令和7年度やりました。この独断専行は深く反省しているところですが、最近ですけれど、市長ほか特別職の方とも相談してですね、令和8年度以降はどうするのかということを、改めて特別職の間で協議をさせていただいて熟考しているところです。令和8年については、ちょっと今、検討しているという段階で、予算としては現時点では上げていません。」という答弁をなさっております。

○川上委員

武井市長、矜持というのはどういう意味ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:32

再 開 15:32

委員会を再開いたします。

○企画政策室主幹

矜持でございますが、自分の能力や品格、信念を優れたものとして誇り、自負心を持つことというふうに辞書ではなっております。

○川上委員

市長、どうですか。

○委員長

今、答弁のあったとおりでございますので、恐らく同じ答えになると思いますので、質問を変えてもらいます。

○川上委員

では、恥ということとは分かりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:33

再 開 15:34

委員会を再開いたします。

○川上委員

じゃあ先に、飯塚会の会員32人のうち、官公署の団体数、会員数をお尋ねします。

○企画政策室主幹

令和7年4月1日時点で申し上げますと、本市からは市長、副市長、教育長、企業管理者、飯塚市議会議長、副議長の7名、飯塚市に出先機関がある国及び県の代表者5名、大学の代表者3名、飯塚市に営業所等がある民間企業・団体の代表者が10名、商工会、商工会議所の代表者が7名の合計32名となっております。

○川上委員

その人数と団体の数が正確に知りたいんですけど。

○委員長

川上委員、今の質問は負担金とどのような関連があるんですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:36

再 開 15:37

委員会再開いたします。

○企画政策室主幹

団体数でございますが、飯塚市が1団体、飯塚市議会で1団体、先ほど申しました、飯塚市出先機関がある国及び県が5団体、大学関係が3団体、飯塚市に営業所等がある民間企業・団体が10団体、商工会議所1団体、商工会1団体でございます。

○川上委員

規約には「団体等」とありますけれども、「等」の会員があるのでしょうか。

○企画政策室主幹

ただいま申し上げた団体からいいますと、この飯塚会規約第1条に記載する「団体等」の「等」はございません。

○川上委員

それで、あくまでも公務ですから税金で飲み食いに行かせてくれという予算計上になっているわけですよ、これだけ言っても。それで、一般質問のときは公文書の管理ができてないというふうに言われましたね。管理すべき公文書は何と何と何なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:39

再 開 15:41

委員会を再開いたします。

○企画政策室主幹

資料についてでございますけれども、当日、会議が開催された時に配付されました資料につきまして、私どものほうで、文書管理に基づく整理ができておりませんでしたので、これにつきまして、今後、整理、収受をしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

この団体は1967年からでしょう。59年間、酒を飲み、飯を食って、税金で払って、そうしてきたわけでしょう。59年間ですよ。

それで、その関係でいうと、例えば、収支報告書、これは飯塚市に、あるいは会員に配付があったんですか。あったのを管理してなかったんですか。それとも、そういう物を配ってないんですか。どちらなんですか。

○企画政策室主幹

飯塚会で配られております収支に関しましては、収支決算書という形で資料が提出されております。これは毎年度、4月の例会開催時にお配りがされております。

○委員長

川上委員、5分を切っていますので。

○川上委員

飯塚市から5人行っているわけでしょう。市長部局だけ3人行っているわけでしょう。2人のときもあったかもしれないけど。

そして、収支決算書をその場でもらっているわけですか。

○企画政策室主幹

例会の場で資料が配られております。

○川上委員

そうしたら、市長・副市長は、あるいは教育長はどうしたらいいんですか。お酒を飲んでい
るわけだから。わーわーやっているわけでしょう。紛失しているわけですか。あるいは、秘書
室なりそういったところに、管理頼むよって渡すのを忘れていたんですか。無くしたのか。ど
こにあるんですか、今、その収支決算書っていうのは。市長と副市長に聞いているんですよ。

○久世副市長

先ほどから、お弁当とお酒を飲んでわーわーとお話がありますが、決してそんなことはありません。18時から始まって、最初に文化関係とかいろいろな情報提供がありますし、そのときの担当幹事がそれぞれの自分の持っている機関の現状を皆さんに報告しますので、大体それが30分ぐらいあって、あと、いろいろな機関の代理出席の方の紹介とか何とかあって、実際に飲食をしている時間というのは1時間ちょっとですし、我々も、当然、お酒を飲んで、腹いっぱいご飯食べて、そんな感覚で全く参加していません。

一般質問の答弁等でもありましたように、子どもはそんなふうでいろいろな情報交換しながら、例えば、次、大学でこういうふうなことに取り組もうと思っているんですけどとか、あるいは、飯塚市さんはどういうふうな人口増加を目指してどんな施策をととか、そんな話をやっていますので、時間はあっという間に過ぎます。

決算書等につきましては、その場で事務局のほうから必ず封筒を頂きます、参加する度に。その中にいろいろな情報提供の資料も入っているんですが、その中に入れて持って帰っていますので、そこから先は申し訳ないんですが、無くしたりすることは当然ないので、持って帰って、事務のほうに渡しています。そういう状況です。

○企画政策室長

今、久世副市長のほうからご答弁がございましたとおり、配付された資料につきましては持ち帰りいただきまして、お預かりしているんですけども、それを文書と公文書としての管理ができていなかったというものでございます。

○川上委員

例えば、収支決算書の話をしていますけど、市長、副市長、副市長、教育長、企業管理者、議会側もあるでしょうけど、みんなにもらうわけですか、1個ずつ、1セットずつ。

○久世副市長

全員に配付されます。

○川上委員

そうしたら、それは市としてはどうするんですか。市長部局は3通それぞれ、皆さんからもらうわけですか。市長も出すんですか。副市長は出していると今聞いたけど。教育長も出しているんですか。

○企画政策室長

市長、副市長の分は3人分、秘書係のほうで頂いて、持ち帰ってお預かりさせていただいております。先ほど申しましたとおり、それを公文書としての管理をできていなかったということでございます。

○川上委員

それは公文書管理の対象外なんですか。

○企画政策室主幹

公文書として管理するという、子ども事務の認識が十分でなかったということでございます。

○川上委員

そうすると、支出命令を出すじゃないですか。支出の手続をするでしょう。そういうときに、起案とかあるんでしょう、予算に上げているわけだから。こうやって執行しますよと。そのときに、関係資料としてそういう物は添付するようなことはないんですか。

○企画政策室主幹

請求書につきましては添付をいたしておりますが、その資料等につきましては添付はございません。

○川上委員

添付すべきなのにしていないという意味ですか。してもいいんだけどしないということですか。

○企画政策室主幹

添付する必要がないということでございます。

○川上委員

それから債権者の記載が、正確にしましたという答弁が一般質問でありましたけど、どういう意味なんですかね、正確にしたという意味は。

○企画政策室主幹

以前までは飯塚商工会議所専務理事、大石一広氏で債権者を登録し、支出の手続を行っていましたが、飯塚会事務局というところを分かりやすく記載をするために、債権者の表記を変更したものでございます。

○委員長

一般質問になっていますので、予算の質疑をお願いします。1分を切りましたので。

○川上委員

反省とか教訓とか引き出していますか。

○企画政策室主幹

これまで配付されました、飯塚会の例会で配付されました資料につきまして、私どものほうで文書管理に基づく管理ができていなかったということにつきまして、反省をいたしております。

○川上委員

教訓はないんですか。

○企画政策室主幹

文書管理規程をしっかりと理解をいたしまして、今後、資料につきましてもしっかりと整理していくということが教訓でございます。

○川上委員

ほかにないですか。

○企画政策室主幹

先ほどの答弁と重なりますけども、文書管理をしっかりとやっていくということでございます。ほかにはございません。

○川上委員

そのことによって、公文書として取り扱わなければ、市民はその情報に接することができないでしょう。したがって、飯塚市長ほか税金で年会費を払っている会員に対して、どういった姿があって、どういうことが起こっているのか、まちづくりの主人公たる、住民自治の主人公たる市民が情報に接することができないということが50年間続いているんですよ。事実上、秘密結社と同じですよ。

それで、最後にしますけど、市長、答弁してください。企業管理者は、皆さんと話合いをしようというふうに言っていたんだけど、市長は企業管理者と話しましたか。したのであれば、その内容を聞かせてください。

○委員長

委員会でございますので、それに関しては、もう――。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:54

再 開 16:03

委員会を再開いたします。

○武井市長

さきの経済建設委員会で石田管理者がご答弁された中で、今後、検討する旨のご発言があったことにつきましては、まだそういった申入れ等、そういう場は持っておりません。

○委員長

川上委員、質疑時間がなくなりましたので、よろしくお願いします。

続きまして、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。

初めに、総括に回しておりました道祖委員の質疑を許します。206ページ、事務局費、奨学資金貸付資金基金事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

206ページ、奨学資金貸付事業費について質問いたしますけれど、令和8年度から高等学校等の奨学給付金制度が拡充され、所得制限の撤廃とともに、私立高校の支給上限額が引き上げられ、公立・私立を問わず高校授業料の実質無償化が実現することになります。このような大きな制度改革が行われることを受け、本市の奨学資金貸付制度の今後の見直しについてはどう考えているのか、お尋ねします。

○教育総務課長

令和8年度から国の奨学給付金制度拡充により、私立高校においても授業料の実質無料化となる方針が示されております。これは、教育費負担を軽減し、家庭の経済状況にかかわらず、私立を含めた進路選択の幅を広げ、少子化対策や教育格差の是正を図ることが主な理由とされております。こうした状況等を踏まえ、市の奨学資金貸付制度につきましても、国の制度拡充による影響や利用者ニーズの把握に努め、現在設けている募集人員の区分や貸付金額、大学等区分を含めた枠組みの見直しを考えていきたいと考えております。

また、さきの一般質問での答弁もありますけども、本制度を定住政策や地域振興と連動させることにつきましては、教育委員会のみならず、市長部局との綿密な協議と合意形成を踏まえ、特徴ある本市独自の取組となるよう進めてまいりたいと考えております。

○委員長

道祖委員、残り時間が3分30分でございますので、よろしくお願いします。

○道祖委員

ぜひ見直し等を行っていただきたいと思うんですけど、ただ、一般質問の際に、定住政策や企業・産業振興に活用しているところがある、それで、そういう形で見直しをすることは関係部署と調整していくという、教育委員会のほうの答弁をいただいておりますけど、経済部です。経済部の答弁がどうも納得いかないの、確認しますけど、経済部長は、日本学生支援機構の代理返還制度を調査して、飯塚市には2社扱っているという答弁でありましたけれど、この制度の内容はどういう内容か、承知していますか。

○経済部長

こちらの代理返還制度については、企業が奨学金を借り入れた従業員の方に代わって直接返還するという制度でございます。

○道祖委員

それでは、なぜ飯塚市内の企業は2社しか使っていないんですか。これは、企業は返還金を負担するんですよ、そうじゃないですか。

○経済部長

今、質問委員が言われるとおりの内容だと認識しております。

○道祖委員

体力のない企業が人を雇用しようとしたときに、体力のある企業は人材が確保できるけど、体力のない企業は雇用できない可能性が強いわけですよ。だから、私は地域振興のため、経済振興のためにこの返還の在り方について見直しをしたらどうかと以前から言っているんです。しかし、あなた方は、あなたの考え、答弁を聞く限り、飯塚市産業振興ビジョンの中に書いてある内容とあなたが取り組もうと答弁した内容とは積極性がない。中小企業というか、地元の企業に対して目配り・気配りがありませんけど、あなた自身はどう思ってそういう答弁し

たんですか。

○経済部長

さきの一般質問におきまして、質問委員のほうで、現状ある奨学資金貸付制度を利用して、地元企業の振興は考えていないのかという質問に対しまして、私が的確な答弁ができておりませんということは、振り返って確認しまして、その点につきましては申し訳ありませんでした。その際の答弁といたしましては、経済部として独自に検討した内容として、代理返還制度の件について答弁をさせていただいたところでございます。

今、教育委員会のほうからも答弁がございましたように、今後につきましては、今ある奨学資金貸付制度につきまして、委員が言われますように、地元企業の振興につながる内容等も加味して、変更が可能であれば、市内企業における人材不足解消の一助になるものと期待できるというふうに私のほうも考えております。ですので、先日の一般質問を踏まえまして、奨学資金の貸付けを受けた方が就職先を選択する中で、市内企業を選んでいただけるようなインセンティブとなるような制度の在り方等について、経済部として、今後、教育委員会をはじめとする関係各課と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

現在の奨学金制度の募集内容は、昨年度のものを持っていますけれども、まだ募集時期まで期間がありますよね。いつ頃から募集するのか確認します。

新規の募集のときに、今、ご答弁いただいたように、教育委員会なり経済部なりがきちんとこの制度を使って、地元の産業振興なり定住政策に寄与する形に運用の見直しを行うというふうに思っているんですか。やっただけというふうな答弁だったと思いますけど。それが出てくるのはいつ頃、今度の募集の前に出てこなくちゃいけないけど、それまでにちゃんと協議して、結論は出せるというふうに理解しているんですか。

○教育総務課長

委員がご指摘のスケジュールにつきましては、本制度につきましては飯塚市奨学資金貸付条例に基づき基金で運用されていることから、まず、その改正等が必要になった場合につきましては、市議会での議決を要する極めて重要な案件であると認識いたしております。

また、現在設けています募集人員の区分や貸付金額、大学等区分を含めた枠組みの見直しに加え、本制度を定住政策や地域振興と連動させるためには、先ほど申しましたとおり、教育委員会のみならず、また、市長部局の緊密な連携、合意形成が不可欠となっております。本市の将来設計に深く関わる制度設計となりますので、慎重かつスピード感を持って進めていく必要があると考えております。可能な限り速やかに成案となるよう、関係課と調整に取り組んでまいります。

○道祖委員

これは前々から言っていますけど、教育委員会、経済部だけではなくて、まちづくりに寄与する制度になっていくんだらうと思いますので、関係部署はきちんと協議して、制度がまちづくりに寄与できるような制度になるように、考えて制度改定を要望いたしまして、私の質問は終わります。

○委員長

道祖委員、時間がなくなりましたので。

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

一般財源の今回の配分について、二、三点お尋ね申し上げます。

本市の一般財源のうち義務的経費が占める割合は依然として高いところで推移しておりますが、その中でカーボンニュートラルやDX、観光振興などの新規分野に一般財源を充てるには、見直しをされたと思うんですが、一般財源を新規事業に振り向ける際、どの既存事業を削減・

統合したのか、また、令和8年度予算編成における事業見直しのやり方はどういうやり方をされたのか、お尋ねいたします。

○財政課長

令和8年度当初予算につきましては、人口減少や社会保障費の増加、物価高騰などにより、財政環境が厳しさを増す中で、限られた財源を最大限に活用することを重視して編成いたしております。

その中で、事務事業の抜本的な見直しを行い、費用対効果や成果の明確化に基づき再構築を進める一方で、教育・子育て・福祉など重点分野には必要な財源を確保しております。今後の財政調整基金の減少傾向を踏まえ、選択と集中を徹底した戦略的な予算としており、今後も持続可能な財政運営の確立に努めてまいりたいと考えております。

○瀬戸委員

D X推進とかに投入されている一般財源は、単なる利便性向上とかじゃなくて、事務コストの絶対的削減とか、それがどういうふうにつながっていくのか、具体的な目標数値があれば教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:18

再 開 16:21

委員会を再開いたします。

○行政管理課長

飯塚市行政経営戦略推進ビジョンの中で「情報・デジタル化の改革」というところで、取組の方向性としましては、業務フローの見直しとかデジタル化、それから市民がオンラインで行える手続の範囲を拡充し、業務の効率化とともに利便性の向上を目指すといったことを掲げておりますが、目標額といったものは定めておりません。

○瀬戸委員

今言った業務の利便性がよくなったりとかいうのは、もう当然、D Xで分かるんですけど、それによって削減されていくもの、要らなくなるものもたくさん出てくると思うんですね。その辺の経済的効果がどのくらいあるかぐらいは把握をされて、D Xに取り組んでいただいたらいいんじゃないかなと思いますけど。

それと、自主財源をいかに増やしていくかというのが、飯塚市の恐らく取組で一番大切なことじゃないかなと思うんですね。苦しい苦しいばかりじゃどうしようもない。稼いでいかなくちゃいけないということが、今、こういう自治体の大きな問題となっていると思うんですけど。

例えば、先日、一般質問で観光のことについて聞かせていただきましたけど、結局、宿泊税の検討とか、よその町では民泊とか観光事業、いわゆる人にたくさん来てもらって泊まってもらう、そうすればそれだけの経済効果があるっていうのははっきり経済部も答えてありました。そういうところで、さらに、環境対策に対してJークレジットってありますよね、Jークレジットを売却していくと。そういうものを含んだところで、どれだけの予算を確実に戦略的につくっていくかと。稼いでいくかということを含めたところで、せつかく少ない一般財源を使われているわけですから、そういうところをこれから戦略的に考えて、8年度予算を考えていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

資料要求をしておりましたその資料について、簡単でいいので概要の説明をお願いします。

○人事課長

提出資料の158ページをお願いいたします。左側の表が職員数の推移となっております。令和4年度から令和8年度までを記載しておりまして、一番右側に対前年度の増減を記載しております。その下に折れ線グラフのほうで職員数の推移を表示しております。また、右側の人件費、職員給与費の推移ということで、令和4年度から令和8年度までの当初予算額を記載しておりまして、対前年の増減額を記載しております。

○赤尾委員

令和4年度から令和8年度は当初予算ベースの職員数と人件費が表示されて、また、グラフもついているというところだと思うんです。あらかじめ用語の定義をしておきたいと思うんですけど、何か誤解とかそごがないように。まずこの左側の表の中で、右の表でもそうですが、この「一般会計」、「特別会計」はどういう分け方ですか、仕分の仕方は。

○人事課長

「一般会計」は一般会計だと思うんですけど、「特別会計」は国民健康保険特別会計、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計、小型自動車競争事業特別会計等がございます。

○赤尾委員

「特別職」、「一般職」、「再任用」、これはどういう立場の方々か、ご説明をお願いします。

○人事課長

特別職の4名につきましては、市長、副市長2名、教育長でございます。

一般職につきましては、正規職員と任期付職員となっております。

また、再任用職員につきましては、再任用を行っている職員となっております。

○赤尾委員

すみません。聞き取りづらかった。特別職は何とおっしゃいましたか。

○人事課長

特別職は市長、副市長2名、教育長の4名でございます。

○赤尾委員

予算書の63ページに、総務費、総務管理費の一般管理費のところに、職員給与費ってあると思うんですけど、その中に特別職給与3人分と記載がありますね。3098万4千円。この3人分っていうのはどういう計算なんでしょうか。

○人事課長

総務費につきましては、市長、副市長2名の3名となっております。

○赤尾委員

令和8年度の当初予算ベースじゃ、3人分、市長、副市長、教育長の3人分を計上しているという理解でいいんですかね。

○人事課長

令和8年度につきましても、総務費につきましては市長、副市長2名でございます。教育長につきましては教育費のほうで計上されているものと思っております。

○赤尾委員

分かりました。この一般職に含まれる職員さんについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これは自治体によって変わってくるかと思います。例えば、消防とかごみ収集とかは直営でやっているのか、それとも一部事務組合を設立しているのか。あと、直営の市立病院を持っているのか、本市は指定管理に出されていると思うんで、医師とか看護師の給与とかっていうのは、指定管理料の中に入れるかと思いますが。あと、窓口業務を民間委託しているかというところなんだろうけど、一般職員にざくっと、大まかでいいので、どういう人たちまで含まれるのか、お示してください。

○人事課長

今、委員がおっしゃられた、例えば、消防というのは飯塚市の職員ではなく一部事務組合となっておりますので、今回の予算の中には入っておりません。また、市立病院につきましては指定管理者のほうとなっております、飯塚市のほうの職員数には、当然、上がっておりません。あと、窓口委託については、民間委託している分については、その分は今回のこの人件費の中の職員数には、当然、含まれておりません。窓口でも市の職員として働いている職員については計上されております。

○赤尾委員

要は、純然たる一般職の方だけですよっていうことの理解でいいですか。分かりました。

では、令和4年度から令和8年度にかけて職員数が年々増加傾向にあると思いますが、主要因をお示してください。

○人事課長

増加の主要因といたしましては、令和5年度より育児休業の取得を促進するため、育児休業中の職員を定数外とする制度を導入したことによるものでございます。

具体的には、令和6年度の新規採用時に23名、令和7年の新規採用時に2名の計25名を育児休業定数外職員として、採用のほうを実施しております。

○赤尾委員

職員数の定数が100人として、その中で育児休業を取られる方が5人いましたと。5人の欠員を補填するために、100人の定数プラス5人の105人雇用していると、そういう理解でいいんですか。

○人事課長

理解としてはそのように、育児休業の5人については定数外という形で、100人に5人をプラスしているということでございます。

○赤尾委員

この育児休暇以外の休業されている方は一定数おられると思うんですけど、その割合は大体分かりますか。どのくらいおられるとか。

○人事課長

申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

○赤尾委員

育児休業中の職員を定数外として採用した結果が主な増加の要因と。

そのほかに、何かこの増加の要因ってというのはあるんでしょうか。

○人事課長

その他の増加の要因でございますが、少子高齢化の進行等、本市を取り巻く環境の変化に伴う新たな事務事業に加え、求められる行政サービスも多様化・複雑化しておりますことから、行政全体の業務量は増加傾向となっている中、職員の欠員解消に向けた採用計画を進めたことも、職員数の増加の一因となっていると考えております。

○赤尾委員

今の答弁で新たな事務事業っていう答弁があったと思うんですけど、それって新規事業を指しているんですか。

○人事課長

新規事業といいますか、組織の改編等で、例えば、こども未来部が設置されたとか、そういった形のもので増加の要因となったものでございます。

○赤尾委員

新規事業のことを指しているんですか。すみません、ちょっと聞き取りづらかったです。

○人事課長

すみませんでした。新規事業というのも当然あるかと思いますが、組織の改編等で新規にこ

ども未来部やシティプロモーション推進担当等の新設等がございます。また、令和6年度から7年につきましては、福祉政策課及び教育施設課の新設等がございます、7年度から8年度にかけては、虐待や処遇困難事例への対応に向けた人員の増ということでございます。

○赤尾委員

そうですね。たしか令和8年度の新規事業は1点だけですね。分かりました。

提出いただいたこの資料の中で、育児休業中の職員を定数外として採用したっていう主な要因があるじゃないですか。一般職はまさにそのとおり増加しているんですね。特別会計は職員数に変化が全然ないんですけど、何か理由があるんですか。

○人事課長

先ほど申し上げた組織の改編と新設等につきましては、一般会計の分でございますので、特別会計のほうでは人数の増はあっていないということでございます。

○赤尾委員

特別会計職員には働き方改革というか、この育児休業を与えてないとか、そういうことじゃないんでしょう。

○人事課長

そういうことではございません。

○赤尾委員

これは人事課に聞くのはどうかなと思うんですけど、総務省が実施する指定管理調査というのがあって、全国の自治体の職員数とか出てくるんですけど、その中でいろいろ調べていきましたら、単純値とか修正値とかそういう数値でいろいろ表現されているんです。本市も当然のことながら職員数を数値化されているんですけど、その数値を見た場合に、要は適正かどうかというところを知りたいんですけど、本市が単純値、修正値を含めたところでどういうふうに判断されるでしょうか。

○人事課長

職員の配置人数につきましては、適正だというふうに考えております。

○赤尾委員

次に、人件費の推移についてお尋ねいたします。説明をいいですか。

○人事課長

人件費の推移につきまして、令和4年度から8年度にかけては、人件費の総額は増加傾向というふうになっております。増加の要因といたしましては、先ほども言いましたが職員数の増加に伴う増と、あとは人事院勧告において、4年連続の月例給、期末勤勉手当等が引き上げられたことによります本市職員の給与額の増によるものでございます。

○赤尾委員

提出いただいた資料というのは前年度比の増減がずっと出しているんですね。ただ、令和4年度と令和8年を比較すると、職員数で約50名、人件費でいうと、一般会計で9億3600万円、特別会計で4290万円、合計で9億7900万円ぐらい上がっているんですよ。これについてはどう思われますか。

○人事課長

5年前と比較してということでございますが、人件費の増につきましては、先ほど申し上げましたように、職員数の増加に伴うものと、人事院勧告におけるものというふうに考えております。

○赤尾委員

さっきの同僚議員の質問と重複する部分もあるかもしれないですけど、事務事業の整理とか見直しとかやられているじゃないですか。いろいろその中で事務事業のビジョンとかプランとか、私が代表質問でも出させていただきましたけど、そういうことをやられてずっと評価して

いるわけですね。そして、例えば、デジタル化とかDX、そこを推進していった場合に、当然のことながら住民サービスの質の向上、これは大きな一つの目標だと思います。効率化、生産性を上げて、上げた結果、この人件費というのは、スリム化されたりとか軽量化されていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどういうお考えなのか、お聞かせください。

○行政管理課長

委員がおっしゃいますように、そういった取組を進めることによって、例えば、今は出していない職員がしている業務をアウトソーシングすることによって、人数を減らしていくとか、そういったことが可能になってくると思います。このビジョンの中にも「来なくていい市役所」というのをうたっておりまして、例えば、マイナンバーカードを使って、住民票等が今度の4月から手数料を100円下げる取組を始めますが、こういったことによって、例えば、市役所本庁に来る来庁者を削減して、その結果、職員数が減っても大丈夫といったような、サービスを低下しないで、来庁者を少なくして、職員を減らしていくと。そういったことを進めていきたいと考えております。

○赤尾委員

これも重複したような話になりますけど、やっぱり目標って必要だと思うんです。本市がホームページにも公開している情報で、「飯塚市の給与定員管理等について」ってあるじゃないですか。その中で、「人件費の状況（普通会計決算）」というこの欄の中に、人件費率ってあるんですね。例えば、この人件費率を幾らにしましょうとか、何かそういった検討とかお考えはないんですかね。

○行政管理課長

定員管理計画の中にもうたっておりますけど、飯塚市職員定数条例に952人という、これを継続することを原則としておりますので、この数字を上回ることは定数上ないということになります。

定数が少なくなることによる財政効果の分の目標というのは、現在のところありません。

○赤尾委員

人件費比率の算出の仕方って、歳出額割る人件費なんですね。パーセンテージが出てくると思うんです。今、本市は11.01%です。ほかの自治体と比較しても決してこれは高い数値じゃないと思うんですね。ただし、今の本市の財政状況を見ていくと、少しでもこの義務的経費とか経常経費っていうのは下げていくべきなんでしょう。この11.01%を何%に落としますとか、そういった何か目標値っていうのは立てられないんですか。

○行政管理課長

今、数字というのはちょっと持ち合わせておりません。今後につきまして、その数値の削減に向け、どのような方策で下げられるかというのは検討していきたいと思っております。

○赤尾委員

これはもう最後の意見にしますけど、どうもこの予算委員会を通して、やっぱり方針とか戦略というのがなかなか見えづらいんですよ。というのが、例えば、人件費が上がっていつています。理由は分かります。人事院勧告の引上げとか、例えば、働き方改革で産休を取得しないといけないとか、もろもろの事情があると思います。それはそうなんですけど、やっぱり人件費をかけていくのであれば、新規事業で絶対生まれていくべきかなと思うんです。そこに投資していく。例えば、客観的な数値で、他の自治体と比較して大きいとか低いとかいうことも大事なところなんだろうけど、これだけの人件費がかかります、ただし、将来的にはこれだけの事業をやって、これだけの歳入というかがありますよと。そういうような何か戦略的な部分がもっと見たいんです。そうすると、恐らく同僚議員たちも安心するところじゃないかなと思います。

それで、市税とか地方交付税というのは歳入の中の最たるものであって、ここを安定させて、できれば増やしていきたいと。ただ、移住定住とかも必ず必要なことじゃないですか。そこで税金を頂くというところが大事だと思うんですけど、やっぱり移住定住政策の補助金打ち切りとかあったでしょう。予算委員会を通していったものをやっぱり見直すべきだと、委員として強く思いました。私の意見として、これで質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」に対する全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論を行います。

日本国憲法第8章に定める地方自治の本旨は、住民自らの意思による住民自治と国から独立した団体自治を根幹とし、住民の福祉増進を図ることにあります。地方自治体は福祉、医療、教育など生活に密着した行政を自主的に実施し、地域住民の命と安全を守る福祉の機関としての役割を担っています。

アメリカとイスラエルのイラン攻撃に厳しい批判が広がり、トランプ大統領が求めるホルムズ海峡への艦船派遣には関与しないとの見解や懸念が表明されています。国連憲章国際法違反を決して許さず、対話と外交による平和の流れで包囲し、未来を守る努力が重要であります。

日本国憲法は第2章に、「戦争の放棄を規定し、第9条において、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。他国を攻撃し、政権指導部にある者を殺害または拘束し、世界中から批判を浴びても、国際法には制限されない、自分を止められるのは自分だけだと居直るトランプ大統領に追随して、勢いに任せて自衛隊を海外に派遣することが許されないのは当然であります。

日米安保体制による長期にわたるアメリカ言いなり、財界優先を特徴とする自民党政治の下で、日本経済は重大な局面を迎え、社会保障の切り捨て、大軍拡、大增税の路線の下、新型コロナ期から引き続く物価高騰によって、国民生活は深刻な局面を迎え、各分野で世直しを求める声が大きく広がっています。こうして地方自治体たる本市の役割はいよいよ重大になっています。

本市の財政状況は、本市発足以来、連続黒字決算であります。財政調整機能を持つ財政調整基金と減債基金の合わせたものについて、本市は目標値を60億円、見通しは2倍の117億円としています。新年度予算編成後の令和8年度末見通しはほぼ同額となっています。無駄遣いのお金は1円ありませんが、暮らしの応援、福祉の充実のお金は十分確保できるのであります。

今回、予算案について日本共産党は、住民福祉の増進の立場、住民が主役の立場から次の3つの視点で審査してきました。第1は暮らしの応援、第2は無駄遣いのチェック、第3は公正で透明な市政運営であります。武井市長の実質3年目の予算編成は、市民の願いに応えるものにはなっていません。以下、3つの視点に沿って幾つか指摘します。

第1の暮らしの応援の視点からです。

学校給食費の無償化は、国の制度で小学生を対象に実現しました。中学生までの無償化実現

へ条件ができたのに、市独自の実施は図られていません。新たに必要なお金は1億7800万円であります。福岡県下では17自治体、28%が既に完全無償化の実施しております。

保育料の無償化は、全てのこどもを対象に広げるのに必要なお金は1億3400万円です。今回予算案は、この要望に応えていません。福岡県下では田川市郡が実現しています。

こども医療費助成は、入院通院とも18歳まで拡大するのに必要な予算は、あと1億7200万円ほどです。この3事業に必要な財源4億8400万円は、一般会計予算規模の0.57%程度を組み替えれば実現できます。

このように市民の期待に応えない一方で、武井市長が大幅削減、事業を廃止したのが、敬老祝金事業と住宅改修補助制度であります。敬老祝金事業は、4301万9千円から1378万5千円へ2923万4千円の減額となっています。あまり評判のよくなかった祝品カタログ方式を現金給付に戻しましたが、これまでの対象から77歳と99歳を削除しました。高齢者が増えるから経費がどんどん増えるかのような説明がありましたが、現行制度での見通しの資料を要求して質問すると、実は減少傾向であることが分かりました。このように削減する必要があるのでしょうか。しかも、公正性に疑問があるから廃止、所得制限を導入するという意見は、老人福祉法に基づく制度の趣旨そのものを大切にしないものであり、日本共産党は反対であります。

住宅改修補助金制度は、事業廃止され、令和7年度は2005万1千円でしたが、今回はゼロ、予算計上がありません。審査の過程で久世副市長が、「今回のこの制度の廃止につきまして、ただいま、道祖委員、川上委員、両委員からご質問等を頂いている中で、やっぱり多角的な検証が決定的に不足しているんだろうなど。社会資本整備総合交付金が確かに減少しているのは事実であります。当然のことながら、補助金等が減ってくれば、我々、出るほうに当然気を使うわけですが、ただそれだけの理由で一つの事業をやめるということは、あまりにも検証が足りてないなど。

定住人口増というふうには要は、定住も今住んでらっしゃる方も当然、うちのほうにとどめていかなきゃいけないので、そういった部分でこの事業については、効果があるなど。年間3億円の工事が出るんならば、当然、それでも効果が出ているんだろうなど。

要は、多角的な検証が足りてないんですね。これにつきましては、先ほど都市建設部長も答弁しましたが早急にそのような検証、再検証いたしまして必要であれば迅速な財政措置について、実施いたします。」このように答弁しました。しかし、今回予算案で復活するとは言わなかったのであります。住宅改修補助金事業はもともと地元中小建設業支援と住民福祉を目的にした住宅リフォーム助成制度だったものであります。経済効果は少なくとも10倍を超えてきております。制度の変更がありましたが、その事業の趣旨は変わっておらず、充実こそが求められます。

第2は無駄遣いのチェックです。

ふくおか県央環境広域施設組合への負担金であります。本市が7割程度を負担するという新しいごみ処理施設整備事業816億円は、住民へのまともな説明のないまま、ごり押しは到底許されません。

新しい人権啓発センターはおおむね12億円とのことですが、地盤調査結果によって問題が指摘されており、物価高騰と合わせ、事業費はどこまで膨れ上がるか分かりません。使用目的も曖昧なら維持管理の形態も不明です。建設費とともに維持管理費が市財政を大きく圧迫しかねません。

筑穂人権啓発センターについては、地元から存続充実の要望書が提出されています。穂波、立岩の人権啓発センターとともに一方的に廃止し、部落解放同盟等への無償貸与、さらに無償譲渡を進めてはなりません。

部落解放同盟への補助金、1756万4千円は、前年度比286万9千円の減額であります。

その内訳根拠は、部落解放同盟から聞いていないので分からないとの答弁であります。本市発足から今回予算までの累計でおおむね、補助金は５億５０７７万円に上ります。この内訳の大半は、幹部ら個人にわたるものであります。同和会を含めると６億円を超えます。人権ネットいづかへの委託料、同じく減額の４８４６万９千円ですが、人権に関わる事業を市が直営で行わず、部落解放同盟の方針でつくられた団体に、独占的に委託を継続するのは適切ではありません。今回、予算までの委託料の累計は、おおむね８億８４８６万円です。このほかにも補助金交付委託における随意契約など、恣性に流されているところが見受けられます。

第３は公正で透明な市政運営であります。

飯塚市制で指摘される政治家、市役所幹部、業者、部落解放同盟の不透明ななれ合いがあります。その背景には、麻生勢力の存在も見られるわけです。

事務所を飯塚商工会議所に置き、専務理事が事務局を担当し、来年は１９６７年の結成から６０年となる飯塚会は、市内官公署、大学団体等の代表者、現在は３２人で構成され、飯塚市役所では市長、副市長、教育長、企業管理者のほか、議長、副議長が会員となっています。市役所以外に１つの団体から複数会員が出ているのは、飯塚商工会議所の６人だけであります。年会費３万円は、長年にわたって税金や水道料金、下水道使用料を財源としてきています。日本共産党は３月３日、一般質問でその実態に迫る質問を行い、久世副市長らの答弁によって、偶数月の第２木曜日午後６時に麻生大浦荘などの会場に会員らが集まり、箱弁当を食べ、酒を酌み交わしながら、それぞれの知り得た情報を交換し、融和する、これが唯一の活動実態と見られるわけでありです。武井市長は会合に参加して、飯塚税務署、飯塚警察署、陸上自衛隊飯塚駐屯地の代表者と情報を交換したと答弁しました。どの団体の誰が会員であるかについては、予算特別委員会では、団体数、会員数について答弁しましたが、市役所は会員名簿の情報開示請求に対し、市役所関係者以外は黒塗り資料を提出し、市議会においても、飯塚商工会議所の関係者が認めないとして答弁を拒否しました。また、公金支出について不適切な処理も見られる。さらに、収支報告書等の重要書類を公文書として管理しないままでした。これによって、飯塚会は秘密結社でもないのに、５９年間も市民に対しては情報を開示するものが制約されることとなりました。住民自治とは大いに矛盾があるわけです。これが大きな教訓の一つであります。

児童クラブ・児童センターの委託料の６億１１３３万６千円は過去最大規模です。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店へ２０２６年度から３か年委託です。契約金額は１８億３３８４万円です。契約規則第５２条によって、市長は契約保証金を納めさせなければならないわけですが、その額は１億８３３８万円のはずです。これを第２項規定により免除しようと、第４号を適用しようとしたが、それに必要な履行証明書の提出がなく、契約締結が遅れて引継ぎに支障が出始めた。この段階で契約保証金の支払いを求めてしかるべきところなのに、あくまで、契約保証金免除にこだわり、摘要第１０号、つまり、市長が必要と認めるときはという号に変更して、免除にこだわったわけです。契約規則はこのように取り扱われるべきでないことは当然です。こどもの安全にも、不安が残ります。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店は、本市の学校給食調理業務の委託業者でもあります。庄内小学校、庄内中学校は２０１２年度から、颯田小中一貫校は２０１３年度から２０２７年度まで、また、幸袋小中一貫校は２０１９年度から２０２８年度まで受注しています。配食数２２００食は全体の２１．３％を占めています。学校給食特別会計を廃止したのは２０２１年度です。

ふくおか県央環境広域施設組合と本市の関係の不透明性も深刻です。武井市長は、組合長として１１月２６日施設組合議会において、新ごみ処理施設に関する報告の中で、見直しを正副組合長会議で決定したと原稿を読んで発言しましたが、施設組合の会議録には、正副組合長会議から正副組合長協議へ移行して決定したとあります。武井市長は、原稿を組合関係者が書いた

たのであれば、間違うはずはありません。一体誰が書いたのでしょうか。このことを私が指摘したのは、今月、3月3日の一般質問でしたが、この件について、誰も責任ある見解を示すことができないままです。昨年3月定例会では、新しいごみ処理施設事業者の選考委員である久世副市長が、飯塚市議会12月定例会の反省をしようなどと誘われ、施設組合議員と2人だけで市内焼き肉店で会食して、5千円だけ渡して精算してもらったと答弁しました。また、武井市長も別の機会に、この議員と会食を共にしたことを認める答弁しました。

部落解放同盟幹部との関係はどうか。この団体が事務所としている伊岐須会館で団体幹部と市役所幹部28人が立食パーティーを楽しんだのは、2023年8月4日のことです。市役所は市職員倫理条例に照らして問題はないという態度です。補助金の増額の申出があったのはその直後であり、新人権啓発センター建設の合意に覚書を結んだのはちょうど4か月後の12月4日です。この団体の規約は、書記長の選出は定期大会の事項としています。2023年11月実施の市議補選を前に辞職した専従役員の書記長が復帰したからと、補助金から人件費を支給する了承を得たのは、4か月後の1月29日、担当課長への電話連絡でした。この時期に定期大会が開かれたことは確認されていません。

このほか、各分野に関する指摘がありますがけれども、詳しくは本会議で述べることで、以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第31号 令和8年度 飯塚市一般会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。本特別委員会におきましては、3日間という限られた時間の中で、非常に中身の濃い、充実した審査をできたものと思います。

これは、委員各位並びに執行部の皆様のご協力の賜物と感謝いたしております。また、執行部の皆様におかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦勞様でした。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり意見があってございましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また、市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。